

平成 1 7 年度食品安全委員会運営状況報告書（案）

平成 1 8 年 6 月 1 4 日

目 次

1	総 論	1
2	平成17年度における食品安全委員会の取組	2
1)	委員会の計画的な運営	2
(1)	食品安全委員会会合の開催	
(2)	企画専門調査会の開催	
(3)	リスクコミュニケーション専門調査会の開催	
(4)	緊急時対応専門調査会の開催	
(5)	食品健康影響評価に関する専門調査会の開催	
2)	食品健康影響評価の実施	3
(1)	食品健康影響評価に関するガイドラインの策定	
(2)	委員会が自ら行う食品健康影響評価	
(3)	要請を受けて行う食品健康影響評価	
	添加物	
	農薬	
	動物用医薬品	
	器具・容器包装	
	化学物質・汚染物質	
	微生物・ウイルス	
	プリオン	
	かび毒・自然毒等	
	遺伝子組換え食品等	
	新開発食品	
	肥料・飼料等	
(4)	食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視	
(5)	食品健康影響評価技術研究の推進	
3)	リスクコミュニケーションの促進	10
(1)	食品健康影響評価等に関する審議結果案についての意見・情報の募集の実施	
(2)	意見交換会等の開催	
(3)	地方公共団体との連携強化　～全国食品安全連絡会議の開催～	

(4)	食品安全モニターを通じた意見の把握等	
(5)	食の安全ダイヤルを通じた対応	
(6)	ホームページや広報誌を通じた情報提供	
4)	緊急事態への対処のあり方等に関する危害要因別の要綱等の作成	13
5)	食品の安全性の確保に関する情報の収集・整理・活用	18
(1)	食品の安全性の確保に関する情報の収集・整理・分析	
(2)	情報の収集・整理・分析に関する体制の整備	
(3)	情報の収集・活用に関するデータベース化の推進	
6)	食品の安全性の確保に関する調査	19
(1)	食品安全情報の収集・整理・解析に関する調査	
(2)	リスク評価（食品健康影響評価）データ収集調査	
(3)	食品安全実態モニタリング調査	
(4)	食品健康影響評価における危害の解析に関する調査	
(5)	リスクコミュニケーションに関する調査	
3	平成17年度における食品安全委員会の運営状況の総括	20
資料1	平成17年度食品安全委員会運営計画（平成17年3月31日 食品安全委員会決定）の実施状況について	22
資料2	食品健康影響評価の審議状況	30
資料3	食品健康影響評価を要請された案件の専門調査会別の処理状況	31
資料4	三府省連携による意見交換会等の実施状況	43
資料5	地方公共団体等との連携による意見交換会等	49
資料6	関係団体との懇談会等	50
資料7	外国政府機関及び国際機関等の訪問、国際会議等への出席	51
【参考資料】	平成18年度食品安全委員会運営計画（平成18年3月30日 食品安全委員会決定）	53

1 総論

我が国では、国内初のBSE（牛海綿状脳症）の発生、輸入野菜の残留農薬問題等、食品の安全を脅かす事件や、食品流通の広域化、プリオン等の危害要因の出現、遺伝子組換え等の新たな技術の開発等により、食生活を取り巻く状況が大きく変化している。特に、国内においてBSEが発生したことをきっかけに、食品の安全に対する国民の関心が高まるとともに、国民の健康の保護を最優先とする食品安全行政が求められることとなった。

こうしたことを背景として平成15年5月に成立した食品安全基本法の下、国民の健康の保護を最優先に、科学に基づく食品安全行政を推進するため、規制や指導等のリスク管理を担当する厚生労働省や農林水産省等の行政機関（リスク管理機関）から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に食品健康影響評価を実施するため、7月1日に内閣府に食品安全委員会（以下「委員会」という。）が設置された。

平成17年度の委員会の運営については、学識経験者、消費者及び食品関連事業者等幅広い専門委員で構成されている企画専門調査会において、委員会の活動に関する年間計画として、平成17年度食品安全委員会運営計画（案）を取りまとめ、国民からの意見・情報の募集を経て、平成17年3月31日の第88回委員会会合において平成17年度食品安全委員会運営計画を決定した。この運営計画に基づき、次に掲げる事項を重点事項として食品健康影響評価の実施、リスクコミュニケーションの促進、緊急事態への対処、食品の安全性の確保に関する情報の収集等に取り組んだ。

委員会及び各専門調査会の計画的かつ効率的な運営をより一層推進すること

委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の定期的な点検・検討を行うとともに、新たに食品健康影響評価技術研究を開始するなど、委員会の主体的な取組の更なる推進を図ること

全国各地で開催する意見交換会の運営方法の向上に努めるとともに、効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るための手法の開発を進めること

特に国民の関心が高いテーマに配慮しつつ、ホームページの充実や季刊誌の発行等を通じ、国民に対する正確でわかりやすい情報の迅速かつ適切な提供をより一層推進すること

食品安全総合情報システムの一層の整備を図ることにより、国内外の食品の安全性の確保に関する情報の蓄積・整理を進めること

なお、平成17年度食品安全委員会運営計画の実施状況については、資料1のとおりである。

2 平成17年度における食品安全委員会の取組

1) 委員会の計画的な運営

(1) 食品安全委員会会合の開催

平成17年度において、49回の委員会会合を、原則として毎週木曜日14時から開催し、これらすべてを公開で開催した。

(2) 企画専門調査会の開催

平成17年6月16日の企画専門調査会第10回会合において、平成16年度食品安全委員会運営計画のフォローアップを行い、平成16年度食品安全委員会運営状況報告書(案)について審議した。

また、9月1日の第11回会合及び11月7日の第12回会合において、委員会が自らの判断により食品健康影響評価を行う案件候補の検討・選定を行い、案件候補として「メキシコ、チリ、中国産牛肉等に係る食品健康影響評価」について委員会に報告することを決定した。

そのほか、第12回会合において、平成17年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告を行うとともに、平成18年1月25日の第13回会合において、平成16年1月に閣議決定された「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項」(以下「基本的事項」という。)のフォローアップを行った。

さらに、平成18年2月13日の第14回会合において、平成18年度食品安全委員会運営計画(案)について審議を行った後に、3月30日の第137回委員会会合において審議を行い、決定した。

(3) リスクコミュニケーション専門調査会の開催

平成16年7月にとりまとめられた「食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題」を踏まえ、効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るための手法の開発等について、リスクコミュニケーション専門調査会において審議を重ねた。

また、7月15日に食育基本法が施行されたことに伴い、7月28日の第105回委員会会合において、食育に貢献するための委員会の役割についてリスクコミュニケーション専門調査会に調査審議を求めることが決定され、8月1日の第16回会合以降、食育基本法に基づく食育推進基本計画の骨子案等について意見交換を行った。

(4) 緊急時対応専門調査会の開催

平成17年度においては、緊急時対応専門調査会を7回開催し、過去の食

品事故等に関わる対応事例についてのケーススタディを行いながら、食中毒以外の主要な危害要因ごとの緊急時対応マニュアルの策定について検討を重ねた。その結果、12月12日の第16回会合において、食中毒以外の危害要因については、個別に作成する必要はないとされ、あらゆる事態に対応できる一本化した緊急時対応マニュアルとするため、「食品安全関係府省食中毒緊急時対応実施要綱」及び「食品安全委員会食中毒緊急時対応指針」を改正することが決められ、平成18年3月6日の第17回会合において、改正案等を審議した。

(5) 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催

危害要因ごとに食品健康影響評価を行うため、平成17年度においては、添加物専門調査会(11回)、農薬専門調査会(15回)、動物用医薬品専門調査会(22回)、化学物質専門調査会(1回)、汚染物質専門調査会(3回)、微生物専門調査会(10回)、ウイルス専門調査会(6回)、プリオン専門調査会(13回)、かび毒・自然毒等専門調査会(2回)、遺伝子組換え食品等専門調査会(14回)、新開発食品専門調査会(14回)、肥料・飼料等専門調査会(2回)、動物用医薬品・肥料・飼料等合同専門調査会(4回)、新開発食品・添加物専門調査会合同ワーキンググループ(4回)、汚染物質・化学物質専門調査会合同ワーキンググループ(1回)の各専門調査会を随時開催した。(印については、合同専門調査会の回数を除外している。)

2) 食品健康影響評価の実施

(1) 食品健康影響評価に関するガイドラインの作成

食品健康影響評価に必要なデータの明確化を図るため、必要に応じ、食品健康影響評価の対象となる危害要因ごとに、安全性を評価するための基準や考え方を策定することとしている。平成17年度においては、国民からの意見・情報や専門調査会における審議の結果を踏まえ、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」を4月28日の第92回委員会会合で決定した。

また、微生物・ウイルス合同専門調査会において「食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針(案)」について調査審議を行い、平成18年2月16日の第131回委員会に報告し、国民からの意見・情報の募集を行った。

このほか、遺伝子組換え食品等専門調査会において「遺伝子組換え食品

(微生物)の安全性評価基準」の作成に着手した。

(2) 委員会が自らの判断により行う食品健康影響評価

平成17年3月10日の第85回委員会会合において厚生労働省から説明を求めることとなった「ビタミン類の過剰摂取」及び「塩化ビニル等の合成樹脂を主原料とする容器包装資材(ラップ類)」については、4月7日の第89回委員会会合において、厚生労働省から管理措置等について説明を聴取した結果、緊急に評価する必要性は低いと判断し、情報収集等を継続することを決定した。

また、9月1日の企画専門調査会第11回会合及び11月7日の第12回会合において、委員会自らの判断により食品健康影響評価を行うべき案件候補について、国内外の関係機関やマスメディア等から収集した情報、食の安全ダイヤルや食品安全モニター等を通じて寄せられた情報・意見を踏まえ調査審議を行った結果、「動物用医薬品(成長ホルモン剤、成長促進剤)」、「ビタミンAの過剰摂取」及び「臭素酸カリウム」については、情報を整理し公表することを決定するとともに、「メキシコ、チリ、中国産牛肉等に係る食品健康影響評価」については、自ら評価の案件候補として委員会に報告することを決定した。

さらに、平成16年度に委員会が自らの判断により食品健康影響評価を行うこととされた食中毒の原因物質に関する食品健康影響評価については、微生物・ウイルス合同専門調査会において、「食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針(案)」について調査審議を行い、平成18年2月16日の第131回委員会会合に報告し、国民からの意見・情報の募集を行った。

(3) 要請を受けて行う食品健康影響評価

食品健康影響評価の実施に当たっては、厚生労働省や農林水産省等から食品健康影響評価の要請のあった案件について、委員会会合で説明を受けた後、専門調査会において調査審議を行い、評価結果案の取りまとめを行っている。

この評価結果案については、原則として、国民からの意見・情報の募集を4週間にわたって行い、最終的に委員会会合において寄せられた意見・情報を踏まえて調査審議の上、評価結果を決定し、各省に通知している。

平成17年度中には、添加物、農薬、動物用医薬品、特定保健用食品等を始めとする106案件について食品健康影響評価の要請があり、平成16年度までに評価要請のあったものを含めて、74案件について評価結果を通知した。以下、専門調査会ごとに調査審議の概要を示す。

なお、平成17年度における専門調査会別の食品健康影響評価の審議状況については資料2のとおりであり、食品健康影響評価を要請された案件等の処理状況については資料3のとおりである。

添加物

平成17年度に厚生労働省から12案件について食品健康影響評価の要請があり、平成16年度までに評価要請のあったものを含めて、8案件の評価結果を通知した。

このうち、平成16年10月14日付けで厚生労働省から食品健康影響評価の要請があった「酢酸 - トコフェロール (d体及びdl体に限る。)」について、要請者より要請内容の変更の申し出がなされたことから、一旦、評価要請が取り下げられたが、新たに平成17年12月19日付けで食品健康影響評価の要請があり、調査審議を行った。

また、平成17年9月20日付けで厚生労働省から食品健康影響評価の要請があった「高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性」について、新開発食品・添加物専門調査会合同ワーキンググループを設置し、11月以降調査審議を開始した。

農薬

平成17年度に厚生労働省から18案件について食品健康影響評価の要請があり、平成16年度までに評価要請のあったものを含めて、個別農薬について6案件の評価結果を厚生労働省に、土壌残留に係る登録保留基準の見直しについて1案件の評価結果を環境省に通知した。

動物用医薬品

平成17年度に厚生労働省から残留基準設定について26案件並びに農林水産省から承認について8案件及び再審査について8案件の合計42案件について食品健康影響評価の要請があり、平成16年度までに評価要請のあったものを含めて、8案件の評価結果を厚生労働省に、11案件(うち承認4案件、再審査7案件)の評価結果を農林水産省に通知した。

なお、「塩酸ジフロキサシン」と「オフロキサシンを有効成分とする動物用医薬品」については、一日摂取許容量(ADI)のほか、別途薬剤耐性菌に関する食品健康影響評価について検討中である。

また、前年度に引き続き、薬剤耐性菌に関するワーキンググループ(肥料・飼料等専門調査会と合同)において、「食品を介してヒトの健康に影響を及ぼす細菌に対する抗菌性物質の重要度のランク付け」について調査審議を行

った。

器具・容器包装

平成17年度に食品健康影響評価の要請がなかったことから、専門調査会は未開催であった。

なお、平成16年8月30日付けで厚生労働省から食品健康影響評価の要請があった「ポリ乳酸を主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装」について、5月26日の第96回委員会会合において調査審議を行い、評価結果を通知した。

化学物質・汚染物質

平成17年度は、平成15年7月3日及び平成16年7月23日付けで厚生労働省から食品健康影響評価の要請があった、「食品からのカドミウム摂取の現状に係る安全性確保」及び「魚介類等に含まれるメチル水銀」について、調査審議を進めた。このうち、後者については、8月4日の第106回委員会会合において調査審議を行い、評価結果を通知した。

また、平成15年7月3日付けで厚生労働省から食品健康影響評価の要請があった「清涼飲料水の規格基準を改正すること」については、汚染物質専門調査会において検討を進めていたが、汚染物質・化学物質専門調査会合同ワーキンググループを設置し、平成18年2月以降調査審議を開始した。

微生物・ウイルス

平成17年度は、平成15年10月16日付で厚生労働省から食品健康影響評価の要請があった「調製粉乳にセレウス菌の規格基準を設定すること」について、5月19日の第95回委員会会合において調査審議を行い、評価結果を通知した。

また、平成17年8月23日付けで厚生労働省から食品健康影響評価の要請があった「小麦粉を主たる原材料とし、摂食前に加熱工程が必要な冷凍パン生地様食品については、E.coli陰性の成分規格を適用しないこと」について、微生物専門調査会において調査審議を行い、平成18年3月9日の第134回委員会会合に報告し、国民からの意見・情報の募集を行った。

このほか、平成16年12月に委員会が自らの判断により食品健康影響評価を行うこととされた食中毒の原因微生物に関する食品健康影響評価については、微生物・ウイルス合同専門調査会において、「食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針(案)」について調査審議を行い、平成18年2月16日の第131回委員会会合に報告し、国民からの意見・情報の

募集を行った。

プリオン

平成17年度は、平成16年10月15日付けで厚生労働省及び農林水産省から食品健康影響評価の要請があった「我が国の牛海綿状脳症（BSE）対策の見直し」について、平成17年5月6日の第93回委員会会合において調査審議を行い、評価結果を通知した。

さらに、平成17年5月24日付けで厚生労働省及び農林水産省から食品健康影響評価の要請があった「現在の米国の国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理された米国から輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症（BSE）に関するリスクの同等性について」及び「現在のカナダの国内規制及び日本向け輸出基準により管理されたカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症（BSE）に関するリスクの同等性について」について、計10回にわたる調査審議を行った後に、12月8日の第123回委員会会合において調査審議を行い、「輸出プログラム（全頭からの特定危険部位（SRM）除去、20ヶ月齢以下の牛等）が遵守されるものと仮定した上で、米国・カナダの牛に由来する牛肉等と我が国の全年齢の牛に由来する牛肉等のリスクレベルについて、そのリスクの差は非常に小さいと考えられる。」との結論の評価結果を通知した。

このほか、平成16年7月2日付けで農林水産省から食品健康影響評価の要請があった「1000 以上で焼却処理をした肉骨粉の焼却灰及び炭化物を肥料として利用すること」及び「133 以上、3気圧以上及び20分以上の条件で処理をした蒸製骨粉の製造過程で生ずるにかわかすを肥料として利用すること」について調査審議を行った。このうち、前者については、7月28日の第105回委員会会合において調査審議を行い、評価結果を通知した。

かび毒・自然毒

平成17年度は、平成17年1月11日付けで厚生労働省から食品健康影響評価の要請があった「佐賀県及び佐賀県嬉野町が構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）に基づき提案した方法により養殖されるトラフグの肝」について計3回にわたる調査審議を行った後に、8月4日の第106回委員会会合において調査審議を行い、「現時点において、提案された方法に

より養殖されたトラフグの肝について、食品としての安全性が確保されていることを確認することはできない。」との結論の評価結果を通知した。

遺伝子組換え食品等

平成17年度に厚生労働省及び農林水産省から19案件について食品健康影響評価の要請があり、平成16年までに要請のあったものを含めて、22案件について評価結果を通知した。

また、平成17年度食品安全委員会運営計画に基づき、平成18年1月以降「遺伝子組換え食品（微生物）の安全性評価基準」の作成に着手した。

新開発食品

平成17年度に厚生労働省から7案件について食品健康影響評価の要請があり、平成16年までに要請のあったものを含めて、8案件について評価結果を通知した。

平成16年1月19日及び同年5月28日付けで厚生労働省から評価要請のあった「大豆イソフラボンを含む特定保健用食品3製品」について、平成17年4月28日から5月25日まで国民からの意見・情報の募集を行い、その結果を踏まえ、さらに計6回にわたる調査審議を行った。この3製品に関する評価結果案及びその別添として取りまとめた「大豆イソフラボンを含む特定保健用食品の基本的考え方」について、平成18年3月9日の第134回委員会会合において報告し、国民からの意見・情報の募集を行った。

このほか、平成18年2月13日付けで厚生労働省から評価要請のあった「アガリクスを含む製品『キリン細胞壁破碎アガリクス顆粒』について食品として販売することを禁止すること」及び「アガリクスを含む製品『仙生露顆粒ゴールド』及び『アガリクスK2ABPC顆粒』の安全性」について、前者に関しては、新開発食品専門調査会を中心に他の専門調査会の協力を得て審議することとし、同年3月15日に新開発食品専門調査会の下に専門委員11名からなるワーキンググループを設置した。また、後者に関しては、平成17年度中には、審議資料の提出がなく、その取扱いを決定できなかった。

さらに、平成17年8月22日に厚生労働省から評価要請のあった「コエンザイムQ10の安全性」については、同年8月25日の第108回委員会会合及び同年11月7日の第29回専門調査会会合において、食品としての安全性評価のための資料の不足、諮問のきっかけとなった副作用事例に関する情報不足及び食薬区分の整理等について指摘があった。これらを受けて、平成18年3月15日の第34回専門調査会会合において、コエンザイムQ

10の安全性評価を行うための疑問点及び指摘を専門的な見地から整理し、意見をとりまとめ、委員会に報告することとした。

また、平成17年9月20日付けで厚生労働省から評価要請のあった「高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性」について、新開発食品・添加物専門調査会合同ワーキンググループを設置し、11月以降調査審議を開始した。【 添加物再掲】

肥料・飼料

平成17年度は、平成17年8月26日付けで農林水産省から食品健康影響評価の要請があった「けい酸加里肥料」及び「熔成けい酸加里肥料」について、平成17年9月16日の第7回会合において「普通肥料の公定規格に関する食品健康影響評価の考え方」に基づき調査審議を行った後に、11月2日の第118回委員会会合において調査審議を行い、評価結果を通知した。

また、前年度に引き続き薬剤耐性菌に関するワーキンググループ（動物用医薬品専門調査会と合同）において、「食品を介してヒトの健康に影響を及ぼす細菌に対する抗菌性物質の重要度のランク付け」について調査審議を行った。【 動物用医薬品再掲】

(4) 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視

平成16年10月から平成17年3月までの間に食品健康影響評価の結果を通知した評価品目（7分野、46品目）等について、その評価結果が食品の安全性の確保に関する施策に適切に反映されているかどうかを把握するため、厚生労働省及び農林水産省に対し、評価結果に基づく施策の実施状況に関する3回目の調査を行い、平成17年10月27日の第117回委員会会合において、その結果を報告した。

また、4回目の調査として、平成17年4月から9月までの間に食品健康影響評価の結果を通知した評価品目（10分野、36品目）等について同様の調査を行った。

(5) 食品健康影響評価技術研究の推進

科学を基本とする食品健康影響評価の推進のため、研究領域を設定し公募を行う「研究領域設定型」の競争的研究資金制度により、食品健康影響評価に関するガイドライン・評価基準の策定等に資する研究を実施している。

平成17年度においては、6月30日から7月27日まで研究課題の公募を行ったところ、76課題の応募があった。その後、応募書類による1次審査を行うとともに、必要に応じ、ヒアリングによる2次審査を行い、9月1

日の第109回委員会会合において、以下の8課題を平成17年度食品健康影響評価技術研究の研究課題として決定した。

平成17年度食品健康影響評価技術研究の採択課題一覧

研究領域			
研究課題	主任研究者名	所属組織	
化学物質の発がんリスクの評価法に関する研究領域			
・環境化学物質の発がん性・遺伝毒性に関する検査法の確立と閾値の検討	津田洋幸	名古屋市立大学	
食品の容器包装・器具のリスク評価法に関する研究領域			
・器具・容器包装に用いられる合成樹脂のリスク評価法に関する研究	広瀬明彦	国立医薬品食品衛生研究所	
プリオンに起因するリスクの評価法に関する研究領域			
・BSEにおける脊柱・筋肉内神経組織のリスク評価と経口摂取 シート蛋白の体内動態	小野寺 節	東京大学	
微生物・ウイルスの定量的リスク評価及び薬剤耐性菌のリスク評価に関する研究領域			
・多剤耐性サルモネラの食品を介した健康被害のリスク評価に関する研究	牧野壮一	帯広畜産大学	
タンパク質等食品成分のアレルギー発現性の評価法に関する研究領域			
・免疫細胞生物学的・構造生物学的手法を用いた食品成分のアレルギー発現性評価法の研究	八村敏志	東京大学	
食品に関連するリスクの定量的評価法に関する研究領域			
・定量的リスク評価に応用可能な手法の探索、分析及び開発に関する研究	春日文子	国立医薬品食品衛生研究所	
食品安全分野のリスクコミュニケーションの手法等に関する研究領域			
・効果的な食品安全のリスクコミュニケーションのあり方に関する研究	関澤 純	徳島大学	
・食品災禍時のリスクコミュニケーションの実態調査(風評被害を含む)及び災禍の性格分類	今村知明	東京大学	

3) リスクコミュニケーションの促進

消費者、食品関連事業者及び専門家等の関係者相互間において、情報を共有し、各々の立場から意見を交換する「リスクコミュニケーション」は、食品健康影響評価(リスク評価)及びリスク管理とともにリスク分析手法を構成する要素の一つであり、委員会では、食品健康影響評価についてのリスクコミュニケーション

に取り組んでいる。

具体的には、食品健康影響評価等に関する評価結果案についての国民からの意見・情報の募集、関係者が広く参加する意見交換会等の開催、地方公共団体との連携強化、食品安全モニターを通じた意見の把握等、食の安全ダイヤルを通じた対応、ホームページや広報誌を通じた情報提供などに取り組むとともに、リスクコミュニケーション専門調査会において効果的なリスクコミュニケーションの促進のための議論を進めている。

(1) 食品健康影響評価等に関する評価結果案についての意見・情報の募集の実施

食品健康影響評価等に関する評価結果案について、新たな知見等が寄せられた場合には評価への反映を図るため、一つの案件につき原則4週間、国民からの意見・情報の募集を行っている。

平成17年度においては、米国及びカナダ産牛肉等に係る食品健康影響評価などの評価結果案の外、平成18年度食品安全委員会運営計画案などを加えた合計58案件について、国民からの意見・情報の募集を行った。

(2) 意見交換会等の開催

平成17年度においては、委員会が、厚生労働省や農林水産省等のリスク管理機関等とも連携し、消費者や食品関連事業者等の関係者が参加した意見交換会等を全国各地で69回開催し、のべ約1万2千人が参加した(資料4及び資料5)。

これらの意見交換会では、委員会が行った食品健康影響評価のうち、国民の関心が高かった魚介類等に含まれるメチル水銀、米国・カナダ産牛肉等及び大豆イソフラボンを含む特定保健用食品などをテーマに取り上げるとともに、リスク分析手法の考え方についても関係者への浸透・定着に努めた。

特に、米国・カナダ産牛肉等に係る食品健康影響評価案については、全国7会場において、消費者、生産者及び食品関連事業者等をパネリストとするパネルディスカッション形式による意見交換会を開催した。

また、食品媒介疾患、薬剤耐性菌、BSE及び重金属等に関する最新の情報を提供するため、海外から各分野の専門家を招へいした講演会等を開催した。さらに、消費者団体等の関係団体との懇談会等を実施した。(資料6)

(3) 地方公共団体との連携強化 ~全国食品安全連絡会議の開催~

平成17年9月16日、委員会と地方公共団体との緊密な連携や情報の共有を図るため、全国127自治体(都道府県、保健所設置市及び特別区)を対象とした平成17年度全国食品安全連絡会議を開催し、魚介類等に含まれ

るメチル水銀の食品健康影響評価結果についての講演、メチル水銀に関するリスクコミュニケーションを例とした情報提供・意見交換の在り方について考えるパネルディスカッション及び委員会や地方公共団体（横浜市及び大分県）の取組についての報告を行った後、意見交換を行った。その際、委員会から、幅広く国民に対する情報提供を行うための委員会と地方公共団体との連携などについて理解と協力を求めた。

また、地方公共団体との連携を強化し、全国的なリスクコミュニケーションの更なる推進を図るため、平成17年度中に地方公共団体との共催による意見交換会を5回開催したほか（資料5）地方公共団体が主催する意見交換会に委員会の委員等を合計32回派遣するなど積極的なリスクコミュニケーションの推進に努めた。

(4) 食品安全モニターを通じた意見の把握等

消費者の方々に、食品の安全性等に関して日常の生活を通じて気づいた点等についての御意見等をいただくため、全国各地から470名の食品安全モニター（以下「モニター」という。）を依頼し、平成17年度中に607件の随時報告を受け付けた。これらの報告については、関係行政機関にも回付し、今後の食品の安全性の確保に関する施策を推進する上での参考にしてもらうとともに、適宜意見等に対するコメントを付し、ホームページに掲載するなど、広く国民への情報提供にも努めた。

また、「食の安全性に関する意識等について」（平成17年5月）及び「食品の安全性の確保に関する施策の浸透状況等について」（平成18年2月）の課題報告を実施した。これらの課題報告の結果についても、委員会会合で報告し、委員会の取組の参考とするとともに、ホームページに掲載している。

さらに、委員会の取組や食品健康影響評価などについて、知識や理解を深めていただくとともに、意見交換を行うため、平成17年6月から7月にかけて、全国7都市（合計10回）で「食品安全モニター会議」を開催した。

このほか、モニターの方々には、平成17年度からの新たな役割として、委員会が発信する情報について地域への情報提供にも協力いただいた。

(5) 食の安全ダイヤルを通じた対応

食の安全に関する問合せ、情報及び意見等を受け付ける窓口として設置した「食の安全ダイヤル」に対しては、電話やメールにより、一般消費者を始め、食品関連事業者、学校関係者及び行政担当者等から幅広い問合せがあった。平成17年度の受付件数は806件（1か月あたり平均受付件数は約67件）であり、具体的には、BSEに関するものを始め、大豆イソフラボン

やアガリクスを含む食品の安全性に関する問合せなどが多かった。

国民の関心が高いと考えられるものや多く寄せられた質問等については、毎月、Q & Aを作成してホームページに掲載することにより、国民への情報の提供に努めている。

(6) ホームページや広報誌を通じた情報提供

委員会は、広く国民に対して、食品の安全性についての知識や理解の促進を図るため、科学的知見に基づく情報の積極的な提供に努めている。

ホームページについては、トピックスとして、BSE及びvCJD、鳥インフルエンザ、食中毒についてのページ及びファクトシート（「アクリルアミド」、「Q熱」及び「妊婦のアルコール飲料の摂取による胎児への影響」）などを随時更新するとともに、魚介類等に含まれるメチル水銀に関する食品健康影響評価、米国・カナダ産牛肉等に関する食品健康影響評価、大豆イソフラボンを含む特定保健用食品に関する食品健康影響評価についてのポイントやQ & Aを新たに掲載するなど、わかりやすい情報発信に努めた。また、委員会が収集した食品の安全性に関する国際機関、国内外の政府機関等の情報を整理して掲載したデータベースである「食品安全総合情報システム」の運用を開始した。

季刊誌「食品安全」については、遺伝子組換え食品の食品健康影響評価、我が国におけるBSE対策、魚介類等に含まれるメチル水銀に関する食品健康影響評価及び米国・カナダ産牛肉等に関する食品健康影響評価の概要を掲載するとともに、引き続き、食品の安全に関する身近な話題を子供に読み聞かせたり子供と一緒に学ぶためのキッズボックスを掲載した。

さらに、新たな取組として、魚介類等に含まれるメチル水銀に関する食品健康影響評価について、評価結果をわかりやすく伝えるためにDVDを作成した。

このほか、意見交換会等において参加者の理解を促進するため、「食品の安全性に関する用語集」やパンフレット、リーフレットについても引き続き配布するとともに、用語集については平成18年3月に追補を行った。

また、食品の安全性に関する情報が国民に正確に周知されることが重要であり、その際、報道の果たす役割は大きいことから、マスメディア関係者との間で情報や意見の交換を行う懇談を定期的を実施した。

4) 緊急事態への対処のあり方等に関する危害要因別の要綱等の作成

基本的事項に基づき、主要な危害要因に関する個別の緊急時対応マニュアルとして、食中毒による緊急事態等が発生した場合における国の対処の在り方等を定めた、

「食品安全関係府省食中毒緊急時対応実施要綱」を平成17年4月21日に委員会、厚生労働省、農林水産省及び環境省による関係府省申合せとして策定し、同日の第91回委員会会合において報告・公表した。

また、委員会は「食品安全関係府省食中毒緊急時対応実施要綱」の策定に伴い、委員会における食中毒による緊急事態等への対応に関する具体的な手順に関する「食品安全委員会食中毒緊急時対応指針」について、4月21日の第91回委員会会合において策定した。

さらに緊急時対応専門調査会において、6月22日の第12回会合以降、食中毒以外の危害要因の緊急時対応マニュアルについての検討を行った。その結果、12月12日の第16回会合において、食中毒以外の危害要因については、個別に作成する必要はないとされ、あらゆる事態に対応できる一本化した緊急時対応マニュアルとするため、「食品安全関係府省食中毒緊急時対応実施要綱」及び「食品安全委員会食中毒緊急時対応指針」を改正することが決められ、平成18年3月6日第17回会合において、改正案が審議された。また、緊急対策本部の設置に係る具体的な事項について定めた「緊急対策本部設置要領」についても審議され、「食品安全関係府省食中毒緊急時対応実施要綱」及び「食品安全委員会食中毒緊急時対応指針」の改正案とともに、食品安全委員会に報告することとなった。

なお、「食品安全関係府省食中毒緊急時対応実施要綱」は、「食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱」と名称を変更し、「緊急対策本部設置要領」と合わせて、平成18年4月27日に食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省及び環境省の合意による関係府省申合せとして策定されている。

「食品安全委員会食中毒緊急時対応指針」についても、「食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針」と名称を変更し、平成18年4月27日の第141回委員会会合において策定されている。

「食品安全関係府省食中毒緊急時対応実施要綱」の概要

ア 食中毒等に関する情報収集等

食品安全委員会（以下「委員会」という。）及びリスク管理機関（厚生労働省、農林水産省及び環境省）は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合において政府一体となった迅速な初動体制がとれるよう、平時から、関係省庁、都道府県、関係試験研究機関、関係国際機関、関係国の公的機関、関係団体等から、食品の摂取を通じて、国民の生命又は健康の保護に直接関わる危害情報及び食品の関与が疑われる危害情報（以下「食品危害情報」という。）に関する情報の収集、整理及び分析を行うこととす

る。

また、委員会及びリスク管理機関は、食品危害情報に関し収集、整理及び分析を行った情報について、それぞれの情報連絡窓口を通じて、相互に十分な情報交換を図るとともに、委員会会合におけるリスク管理機関からの報告、食品安全総合情報システムの整備、定期的な会議の開催を行い、相互に連携を図る。

イ 緊急時における情報連絡

委員会及びリスク管理機関は、緊急事態等を認知した場合には、相互に情報連絡窓口を通じた迅速な情報の連絡を行うとともに、それぞれが個々に定めるマニュアルに基づく情報連絡、緊急時対応を行うための体制の確立、対応策の決定等を迅速かつ適切に行う。

ウ 委員会会合におけるリスク管理機関からの緊急報告

食中毒等による緊急事態等に関する情報の連絡を受け、委員会委員長がリスク管理機関からの報告が必要であると判断した場合、又はリスク管理機関の関係部局長が委員会に対する報告が必要であると判断した場合には、委員会は、必要に応じて臨時に委員会会合を開催し、速やかに委員会会合において、リスク管理機関から、当該緊急事態等の概要（発生状況、原因物質等）及び実施されたリスク管理措置の内容等に関する報告を受け

る。

また、委員会は、リスク管理機関からの報告の内容を踏まえ、必要と判断される場合には、食品安全担当大臣に対し、緊急対策本部の設置のための緊急協議を行うよう助言し、又は、委員会事務局長に対し、食品安全行政に関する関係府省連絡会議（以下「関係府省連絡会議」という。）の開催を指示するとともに、科学的見地から、リスク管理機関に対する助言等を行う。

エ 緊急対策本部の設置

食品安全担当大臣は、食中毒等による緊急事態等の発生に際し、委員会からの報告又はリスク管理機関からの要請に基づき、閣僚級により総合的に対処する必要があると判断した場合には、関係各大臣及び委員会委員長と緊急協議を行い、必要に応じ、食品安全関係府省緊急時対応基本要綱に基づき、緊急対策本部の設置を決定する。

オ 関係府省連絡会議の開催

委員会事務局長は、委員会による指示に基づき、リスク管理機関と連携して、速やかに関係府省連絡会議を開催する。

また、委員会事務局及びリスク管理機関は、関係府省連絡会議において、当該緊急事態等を把握するとともに、政府全体として講ずべき対応を確認・決定し、相互に情報の共有及び連携を図る。

「食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針」の概要

ア 平時からの対応

委員会事務局情報・緊急時対応課は、食中毒等の緊急事態等が発生した場合に置いて、緊急時対応が迅速かつ適切に行われるよう、平時から連絡体制、専門家リスト、関係試験研究機関及び海外からの情報収集先リスト等準備体制を整えておく。

また、リスク管理機関、関係国際機関及び関係試験研究機関等から、直接に又は報道機関若しくはインターネット等を通じて、広く食品危害情報及び科学的知見の収集を行い、収集した情報については、報道機関、政府広報、インターネット等を通じて、国民に対し迅速かつ適切に食中毒に関する科学的知見を提供するとともに、リスクコミュニケーションを適切に行い国民の正しい知識の普及と理解の促進に努めることとする。

さらに、緊急時対応訓練を実施し、食中毒等による緊急事態等における体制の実効性を確認するとともに、各担当者の意識の高揚と知識の向上等を図ることとする。

イ 緊急時における情報連絡

委員会事務局情報・緊急時対応課は、食中毒等の発生が緊急事態等に該当すると判断した場合には、「食品安全委員会緊急時連絡ルート」を通じて、迅速に委員会内への情報連絡を行うとともに、リスク管理機関の情報連絡窓口に対しても、迅速に情報連絡を行う。

また、委員会委員長は、食中毒等による緊急事態等を認知した場合において、必要と判断したときは、食品安全担当大臣に対し、迅速に報告を行うよう委員会事務局長に指示する。

ウ 対応策の決定

食中毒等による緊急事態等が発生した場合において、委員及び事務局幹部による打合せの検討の結果、委員会会合の開催が必要であると判断したときは、必要に応じて臨時に委員会会合を開催し、食品安全委員会会合に

において、対応策を決定する。

この場合、委員会委員長がリスク管理機関からの報告が必要であると判断したときは、委員会会合において、関係するリスク管理機関の職員及び当該危害要因に関する専門家を招致し、当該緊急事態等の概要（発生状況、原因物質等）及び実施されたリスク管理措置の内容等に関する報告を受ける。

エ 緊急時における情報の収集・提供

食中毒等による緊急事態等が発生した場合には、通常の情報収集の他に、必要に応じ、職員等の現地派遣による情報収集や調査による情報収集を行う。

また、収集した情報を基にファクトシートを作成、ホームページ上の掲載を行うとともに、報道機関、政府広報、インターネット等を通じて、国民に対し迅速かつ適切に食中毒に関する科学的知見を提供する。

「緊急対策本部設置要領」の概要

ア 緊急協議の実施

食品安全担当大臣は緊急事態等の発生に際し、委員会からの報告、又はリスク管理機関からの要請に基づき、緊急協議の実施を行う。緊急協議は原則として食品安全担当大臣及び関係各大臣並びに委員会委員長が参集することとし、参集が困難な場合は、委員会及びリスク管理機関の情報連絡窓口を通じて協議するなど、柔軟な対応を図る。

イ 緊急対策本部の設置

本部設置後速やかに緊急対策本部会議を開催し、政府一体となった対応策の決定等を行うこととし、本部会議の庶務は緊急対策本部事務局（以下「本部事務局」という。）において処理する。

また、本部会議の開催に併せ、部局長級の会議として、食品安全行政に関する関係府省連絡会議を開催することとし、本部会議との連携を図る。

ウ 本部事務局

本部事務局は、委員会事務局がリスク管理機関の協力を得て担当することとし、本部事務局長は委員会事務局長（委員会事務局長に事故がある時は、委員会事務局次長）、本部事務局員は情報・緊急時対応課長及び本部

事務局長が招集する委員会事務局員をもって充て、事務を効率的に処理する必要があるときには、本部事務局内に機能別の班を置いて、本部事務局員の各班への振り分けを適切に行うこととする。

本部事務局は、緊急自答に関する情報の収集、委員会及びリスク管理機関等との情報交換及び共有、緊急対策本部が行う情報の提供、本部会議開催に係る事務、その他緊急対策本部の活動に必要な事務を行う。

5) 食品の安全性の確保に関する情報の収集・整理・活用

(1) 食品の安全性の確保に関する情報の収集・整理・分析

食品の安全性の確保に関する情報について、厚生労働省、農林水産省、環境省等の行政機関、国立医薬品食品衛生研究所、国立感染症研究所、独立行政法人食品総合研究所、独立行政法人動物衛生研究所等の試験研究機関、厚生労働省検疫所、農林水産省動物検疫所、独立行政法人農薬検査所等の検疫・検査機関、世界保健機関（WHO）、国連食糧農業機関（FAO）、国際獣疫事務局（OIE）等の国際機関、欧州食品安全機関（EFSA）、米国食品医薬品庁（FDA）等の諸外国の関係行政機関、新聞やインターネット等の国内外のマスメディア等から幅広く収集・整理・分析するとともに、当該情報を食品安全委員会のホームページに開設した「食品安全総合情報システム」により、広く一般に情報提供を行った。

(2) 情報の収集・整理・分析に関する体制の整備

厚生労働省、農林水産省、環境省との間で、食品安全担当部局相互間の情報連絡窓口を設置するとともに、当該連絡窓口の担当者が定期的に情報交換を行うための「食品リスク情報関係府省担当者会議」を毎月開催し、食品の安全性の確保に関する意見交換や情報共有を推進した。

また、欧州食品安全機関（EFSA）、国際獣疫事務局（OIE）等に、食品安全委員会の委員・事務局職員を派遣し、情報交換を行ったほか、コーデックス委員会（Codex Alimentarius）の各部会、経済協力開発機構（OECD）等の国際会議への委員・専門委員・事務局職員の出席等を通じ、最新の科学的知見の収集・分析を行った（資料7）。

(3) 情報の収集及び活用に関するデータベース化の推進

委員会では、基本的事項に基づき、国の内外における食品の安全確保に関する情報のデータベース化を図り、当該情報の迅速な検索を可能とするシステム（「食品安全総合情報システム」）の構築を推進するとともに、関係機関

が有するデータベースとの相互連携を促進することにより、食品の安全性の確保に関する情報の有効かつ適切な活用を図ることとしている。

このうち、平成17年度においては、関係機関相互の連携により、食品の安全性の確保に関する情報を迅速かつ効率的に交換・共有するためのシステム（共有情報システム）及び食品安全モニターからの報告等を通じて収集した情報・意見を蓄積・整理するモニター情報等データベースを構築した。

6) 食品の安全性の確保に関する調査

(1) 食品安全情報の収集・整理・解析に関する調査

食品健康影響評価の的確な実施に資するため、多種多様かつ膨大な危害情報のうち、重要度の高い危害情報（関係行政機関及び国際機関に蓄積されている危害情報、危害の発生及び対処事例に関する海外の報道記事、各種文献における毒性発現メカニズムや曝露評価等に関する情報等）について体系的に収集・整理・解析を行った。

(2) リスク評価（食品健康影響評価）データ収集調査

基礎的な毒性試験の成績等により、特定臓器への毒性や、催奇形性・発がん性等が疑われるが、それ以外に食品健康影響評価の実施に必要な情報が存在しない場合に、当該評価に必要な毒性データを得るための調査を実施した。

(3) 食品安全実態モニタリング調査

食品健康影響評価の基礎資料とするほか、適当なリスク管理の実施に資するため、市販されている食品や流過程にある食品について、マーケットバスケット調査（食品摂取量の調査を基に、市場で流通している農作物等について、通常行われている調理方法に準じて調理を行った後化学分析し、対象とする物質の曝露量の実態を調べるもの）等によりサンプリングを行い、食品中の化学物質や微生物等の検査を実施した。

(4) 食品健康影響評価における危害の解析に関する調査

食品の危害要因のうち、危害の同定やその特徴付け等に必要な情報がほとんどないものや標準的な分析手法が確立されていないものであって、食品健康影響評価の観点から重要度の高いものについて、毒性発現メカニズムの解析、危害要因の分析手法の確立等に関する調査を実施した。

(5) リスクコミュニケーションに関する調査

各種の危害要因に関する最適なリスクコミュニケーションの手法を開発するため、手法開発の検討材料として、諸外国におけるリスクコミュニケーション事例に関する調査、リスクコミュニケーション技術等に関する調査、委員会が実施する意見交換会の評価に関する調査及び消費者の意識調査を実施した。

3 平成17年度における食品安全委員会の運営状況の総括

平成17年度における委員会の運営状況を総括すると、国内の食品の安全性を確保するため、平成17年度食品安全委員会運営計画に基づき、食品健康影響評価、リスクコミュニケーション等の取組が着実に実施されている。

具体的には、委員会の運営を計画的に行い、49回の委員会会合をすべて公開で開催し、配布資料及び議事録を公表するなど運営の透明性を確保するとともに、各専門調査会についても必要に応じ、随時開催した。

食品健康影響評価については、リスク管理機関から平成17年度中に添加物、農薬、動物用医薬品、特定保健用食品等を始めとする106案件について要請があり、順次、専門調査会及び委員会において科学的に調査審議を行い、平成16年度までに評価要請のあったものを含めて74案件について評価結果を通知した。

また、委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の定期的な点検・検討を行うとともに、平成17年度より新たに取り組んでいる食品健康影響評価技術研究については、厳正な審査により7領域8課題を研究課題として決定した。

さらに、「食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題」を踏まえ、より効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るための手法の開発等に努めたほか、季刊誌「食品安全」の発行、ホームページの充実等を通じ、国民に対する正確で分かりやすい情報の迅速かつ適切な提供に努めた。

そのほか、「食品安全総合情報システム」については、昨年度中に構築した文献情報及び危害情報データベースについて、平成17年6月より委員会のホームページ上で運用を開始するとともに、平成18年3月には食品の安全性確保に関する情報を交換・共有するためのシステム及び食品安全モニターからの情報等に関するデータベースを追加した。

以上を踏まえ、今後の委員会の運営の在り方を考えると、諸課題に対応して科学的な食品健康影響評価を着実に推進するとともに、国民の高い関心を踏まえ、食の安全に関する正確で分かりやすい情報の迅速かつ適切な提供をより一層推進することなどが必要である。

このため、平成18年度食品安全委員会運営計画においては、

委員会及び各専門調査会の計画的かつ効率的な運営の一層の推進

ポジティブリスト制度の導入に伴う評価案件の大幅な増加に適切に対応するための迅速かつ円滑な食品健康影響評価体制の強化

委員会が主体的かつ計画的に食品健康影響評価を実施するため、必要なガイドラインの策定等に資する食品健康影響評価技術研究の一層の推進

意見交換会の運営方法の向上及び実施体制の拡充や効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るための手法の開発

国民に対する正確でわかりやすい情報の迅速かつ適切な提供の一層の推進

国内外の食品の安全性の確保に関する情報の収集・整理・活用の一層の推進を重点事項として定め、我が国における食品の安全性の確保を図るため、食品安全委員会に求められる役割と責任を十分に果たすよう努めていくこととしている。

項目	記載事項	これまでの実施状況
第1 平成17年度における委員会の運営の重点事項	<p>1 食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、食品安全基本法（平成15年法律第48号）に定める食品の安全性の確保についての基本理念及び施策の策定に係る基本的な方針並びに食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項（平成16年1月16日閣議決定。以下「基本的事項」という。）を踏まえ、同法第23条第1項の所掌事務を円滑かつ着実にを行う必要がある。</p> <p>2 平成17年度においては、特に、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会及び各専門調査会の計画的かつ効率的な運営をより一層推進する ・ 委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の定期的な点検・検討を行うとともに、新たに食品健康影響評価技術研究を開始するなど、委員会の主体的な取組の更なる推進を図る ・ 全国各地で開催する意見交換会の運営方法の向上に努めるとともに、効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るための手法の開発を進める ・ 特に国民の関心が高いテーマに配慮しつつ、ホームページの充実や季刊誌の発行等を通じ、国民に対する正確でわかりやすい情報の迅速かつ適切な提供をより一層推進する ・ 食品安全総合情報システムの一層の整備を図ることにより、国内外の食品の安全性の確保に関する情報の蓄積・整理を進めることとする。 	<p>平成17年度食品安全委員会運営計画に基づき、17年度において委員会及び各専門調査会の計画的な運営に努めるとともに、次の事項を重点的に推進した。</p> <p>委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の定期的な点検・検討については、企画専門調査会において審議を行い、案件候補として「メキシコ、チリ、中国産牛肉等に係る食品健康影響評価」を選定した。また、食品健康影響評価技術研究については、平成17年度の研究事業として食品の安全性の確保に関する7研究領域において8課題を採択するとともに、平成18年度の研究事業として5研究領域を採択した。</p> <p>効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るための手法の開発を進めるため、リスクコミュニケーション専門調査会において、現在行っているリスクコミュニケーションの課題、改善点等について審議を進め、意見交換会にパネルディスカッション方式を導入するなど、その運営方法の向上に努めた。また、食品健康影響評価技術研究において、効果的な食品安全のリスクコミュニケーションのあり方等についての研究を実施するとともに、諸外国におけるリスクコミュニケーションの状況やリスクコミュニケーション技術等に関する調査を実施した。</p> <p>BSEや魚介類等に含まれるメチル水銀など国民の関心が高いテーマについては、ホームページの充実や季刊誌の発行等を通じ、正確でわかりやすい情報の提供に努めた。</p> <p>平成16年度より整備を進めている食品安全総合情報システムについては、平成17年6月1日より一部運用を開始し、当委員会のホームページに公開した。</p>
第2 委員会の運営全般	<p>1 会議の開催 委員会会合の開催 原則として、毎週木曜日14時から、公開で、委員会会合を開催する。</p> <p>企画専門調査会の開催 委員会の運営全般について、幅広い観点から定期的に点検し、改善提案を行えるようにするため、平成17年度中に以下のとおり6回開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成16年度食品安全委員会運営計画（平成16年4月1日委員会決定）のフォローアップ、平成16年度食品安全委員会運営状況報告書の審議（平成17年5～6月ごろ） ・ 委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の候補の検討・選定（同年8～9月ごろ） ・ 平成17年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告・審議（同年10～11月ごろ） ・ 基本的事項のフォローアップ（平成18年1月ごろ） ・ 平成18年度食品安全委員会運営計画の審議（同年2月ごろ） ・ 委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の候補の検討・選定（同年3月ごろ） 	<p>17年度においては、49回の委員会会合を、原則として毎週木曜日14時から開催し、これらすべてを公開で開催している。</p> <p>企画専門調査会においては、平成17年6月16日の第10回会合において、平成16年度食品安全委員会運営計画のフォローアップを行い、平成16年度食品安全委員会運営状況報告書（案）について審議を行った。</p> <p>また、9月1日の第11回会合及び11月7日の第12回会合において、委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の候補の検討・選定を行い、案件候補として「メキシコ、チリ、中国産牛肉等に係る食品健康影響評価」を選定した。</p> <p>そのほか、第12回会合において、平成17年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告を行うとともに、平成18年1月25日の第13回会合において、基本的事項のフォローアップを行った。</p> <p>さらに、平成18年2月13日の第14回会合において、平成18年度食品安全運営計画（案）について審議を行い、3月30日の第137回委員会会合において決定された。</p>

<p>リスクコミュニケーション専門調査会の開催 おおむね1～2ヶ月ごとに開催し、以下の事項について調査審議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題」(平成16年7月1日委員会決定)において今後の取組と活動の方向として掲げられている諸課題を踏まえ、効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るための手法の開発や委員会が開催した意見交換会の評価について調査審議し、随時、取りまとめ ・ 平成17年度に実施したリスクコミュニケーションの総括(平成18年3月ごろ) 	<p>17年度においては、リスクコミュニケーション専門調査会を10回開催し、各専門委員等がそれぞれの立場から、順次報告を行い、効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るための手法の開発等について審議を重ねてきた。</p> <p>さらに、平成17年7月15日に食育基本法が施行されたことに伴い、7月28日の第105回委員会会合において、リスクコミュニケーション専門調査会に対し食育に貢献するための食品安全委員会の役割について調査審議を求めることが決定され、8月1日の同専門調査会第16回会合以降、食育基本法に基づく食育推進基本計画の骨子案等について意見交換を行った。</p>
<p>緊急時対応専門調査会の開催 食中毒に関する個別の緊急時対応マニュアルの策定後、おおむね1～2ヶ月ごとに開催し、他の危害要因に関する個別の緊急時対応マニュアルの検討を行う。</p>	<p>17年度においては、緊急時対応専門調査会を7回開催し、過去の食品事故等に関わる対応事例についてのケーススタディを行いながら、食中毒以外の主要な危害要因ごとの緊急時対応マニュアルの策定について検討を進めた。その結果、12月12日の第16回会合において、食中毒以外の危害要因について個別に作成する必要はないとされ、普遍的な事態に対応できる一本化した緊急時対応マニュアル「食品安全関係府省食中毒緊急時対応実施要綱」及び「食品安全委員会食中毒対応指針」を改正することが決められ、3月6日の第17回会合において、改正案等を審議した。</p>
<p>食品健康影響評価に関する専門調査会の開催 危害要因ごとに食品健康影響評価を行うため、必要に応じ、随時、各専門調査会を開催する。</p>	<p>平成17年度における各専門調査会の開催回数は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 添加物専門調査会 11回 ・ 農薬専門調査会 15回 ・ 動物用医薬品専門調査会 22回 ・ 器具・容器包装専門調査会 -回 ・ 化学物質専門調査会 1回 ・ 汚染物質専門調査会 3回 ・ 微生物専門調査会 10回 ・ ウイルス専門調査会 6回 ・ プリオン専門調査会 13回 ・ かび毒・自然毒等専門調査会 2回 ・ 遺伝子組換え食品等専門調査会 14回 ・ 新開発食品専門調査会 14回 ・ 肥料・飼料等専門調査会 2回 ・ 動物用医薬品・肥料・飼料等合同専門調査会 4回 ・ 新開発食品・添加物専門調査会合同WG 4回 ・ 汚染物質・化学物質専門調査会合同WG 1回 <p>印については、合同専門調査会の開催回数を除外している。</p>
<p>2 平成16年度食品安全委員会運営状況報告書及び平成18年度食品安全委員会運営計画の作成</p> <p>平成16年度食品安全委員会運営状況報告書の作成(平成17年5～6月ごろ) 平成16年度食品安全委員会運営状況報告書について、企画専門調査会において審議し</p>	<p>平成16年度食品安全委員会運営状況報告書については、平成17年6月16日の企画専門調査会第10回会合において審議を行い、7月7日の第102回委員会会合においてこれを決定した。</p>

	<p>た上で、委員会において取りまとめる。</p> <p>平成18年度食品安全委員会運営計画の作成（平成18年2～3月ごろ） 平成18年度食品安全委員会運営計画について、企画専門調査会において審議した上で、委員会において取りまとめる。</p>	<p>平成18年度食品安全委員会運営計画については、平成18年2月13日の企画専門調査会第14回会合において審議した上で、3月30日の第137回委員会会合において決定した。</p>
<p>第3 食品健康影響評価の実施</p>	<p>1 食品健康影響評価に関するガイドラインの策定 危害要因ごとの食品健康影響評価に関するガイドライン（評価基準、評価指針、評価の考え方等）について、具体的な策定スケジュールを取りまとめた上で、計画的に策定を進める。 特に、平成16年12月に委員会が自ら食品健康影響評価を行うことを決定した食中毒原因微生物に係る評価ガイドラインについて、17年度中を目途に策定する。 また、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された食品の安全性評価基準（仮称）」について、計画的に策定を進める。 なお、食品健康影響評価に関するガイドラインの策定に当たり研究を行う必要があるものについては、17年度から開始する食品健康影響評価技術研究を活用する。</p>	<p>17年度においては、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」（平成17年4月28日委員会決定）を策定した。 また、微生物・ウイルス合同専門調査会において「食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針（案）」について国民からの意見・情報の募集を行ったところであり、今後、本指針（案）を用いて個別案件の優先順位を決定した上で、食品健康影響評価を行うとともに、本指針（案）の精査を行うこととした。 このほか、遺伝子組換え食品等専門調査会において「遺伝子組換え食品（微生物）の安全性評価基準」の作成について着手した。 なお、食品健康影響評価に関するガイドラインの策定に当たり研究を行う必要があるものについては、平成17年度から開始した食品健康影響評価技術研究を活用することとしており、本年度については、7研究領域8課題を決定するとともに、平成18年度の研究事業として5研究領域を採択した。</p>
	<p>2 委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の定期的な点検・検討 委員会において一元的に収集・整理された危害情報に関する科学的知見又は食の安全ダイヤル等を通じて国民から寄せられた危害に対する科学的情報及び当該危害に対するリスク管理機関の対応状況等を定期的に整理するとともに、これらについて、適宜、その分野に関する専門的な知識を有する専門委員の意見等を聴取する。 これらの情報・意見等をおおむね6ヶ月ごとに企画専門調査会に報告し、同専門調査会の検討結果を踏まえ、委員会は、リスク管理機関からの要請を待つことなく、自ら食品健康影響評価を行う案件を決定する。 また、食品健康影響評価を行うに至らない情報等についても、国民の理解の促進を図る必要があると考えられる場合には、ファクトシートを作成し、わかりやすく解説する。 なお、委員会は、人の健康に悪影響が及ぶおそれがあると認める場合には、企画専門調査会の報告がなくても、自ら食品健康影響評価に着手することができる。</p>	<p>平成17年9月1日の企画専門調査会第11回会合において、委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件候補について点検・検討を行い、「動物用医薬品（成長ホルモン剤、成長促進剤）」、「メキシコ、チリ、中国産牛肉等」、「ビタミンAの過剰摂取」及び「臭素酸カリウム」については、11月7日の第12回会合において更に調査審議を行い、案件候補として「メキシコ、チリ、中国産牛肉等に係る食品健康影響評価」を選定した。 また、「動物用医薬品（成長ホルモン剤、成長促進剤）」、「ビタミンAの過剰摂取」及び「臭素酸カリウム」については、情報を整理し公表することとした。</p>
	<p>3 現在、リスク管理機関から食品健康影響評価を求められている案件の処理 既にリスク管理機関から食品健康影響評価を要請されている案件については、提出された資料の精査・検討等を行い、科学的かつ中立公正な食品健康影響評価を着実に実施する。 平成16年度までに食品健康影響評価を要請された案件については、その要請の内容等にかんがみ、評価基準の策定の必要がある場合や、評価に必要な情報が不足している場合等特段の事由があるときを除き、17年度中に食品健康影響評価を終了できるよう努める。 ただし、各専門調査会における検討の結果、追加資料が要求されたもの等については、リスク管理機関からの関係資料の提出後に検討する。</p>	<p>17年度においては、厚生労働省及び農林水産省から、106案件について食品健康影響評価の要請を受けている。平成16年度までに評価要請を受けたものも含め、各専門調査会及び委員会において、着実に食品健康影響評価を行い、74案件について評価結果を取りまとめ、各省に通知した。 また、平成15年7月3日付けで厚生労働省から食品健康影響評価の要請があった「清涼飲料水の規格基準を改正すること」について、汚染物質専門調査会で調査審議を進めていたが、汚染物質・化学物質専門調査会合同ワーキンググループを設置し、平成18年2月以降調査審議することとなった。</p>

また、清涼飲料水に関しては、検討すべき対象物質が膨大であるため、リスク管理機関からデータが提出されたものから順次、計画的に食品健康影響評価を進める。

さらに、委員会が自ら食品健康影響評価を行うこととされた食中毒原因微生物に関しては、17年度中を目途に食品健康影響評価に関するガイドラインを策定した上で、評価対象の優先順位付けを行い、優先度の高いものから順次、評価作業を進める。

さらに、委員会が自ら食品健康影響評価を行うこととされた食中毒原因微生物に関しては、微生物・ウイルス合同専門調査会において、「食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針(案)」について調査審議を行い、平成18年2月16日の第131回委員会に報告し、国民からの意見・情報の募集を行った。

4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査

委員会の行った食品健康影響評価の結果が食品の安全性の確保に関する施策に適切に反映されているかを把握するため、厚生労働省、農林水産省及び環境省に対し、平成17年度中に2回、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を調査する。当該調査の結果については、17年9月ごろ及び18年3月ごろを目途に取りまとめ、それぞれ委員会会合において報告する。

平成16年10月から17年3月までの間に食品健康影響評価の結果を通知した評価品目(7分野46品目)等について、その評価結果が食品の安全性の確保に関する施策に適切に反映されているかどうかを把握するため、関係各省に対し、評価結果に基づく施策の実施状況に関する3回目の調査を行い、17年10月27日の第117回委員会会合においてその結果を報告した。

また、17年4月から9月までの間に食品健康影響評価の結果を通知した評価品目(10分野36品目)等について、4回目となる同様の調査を行った。

5 食品健康影響評価技術研究の推進

主体的かつ効率的に食品健康影響評価を行うため、研究テーマを設定し公募を行う「テーマ設定型」の競争的研究資金制度を導入し、食品健康影響評価に関するガイドラインの策定等に資する研究として、食品健康影響評価技術研究を開始する。

平成17年度の食品健康影響評価技術研究の研究課題については、平成17年9月1日の第109回委員会会合において、次の7領域8課題を研究課題として決定した。

平成17年度食品健康影響評価技術研究の採択課題一覧

領域名：化学物質の発がんリスクの評価法に関する研究領域

課題名：環境化学物質の発がん性・遺伝毒性に関する検索法の確立と閾値の検討

領域名：食品の容器包装・器具のリスク評価法に関する研究領域

課題名：器具・容器包装に用いられる合成樹脂のリスク評価法に関する研究

領域名：プリオンに起因するリスクの評価法に関する研究領域

課題名：BSEにおける脊柱・筋肉内神経組織のリスク評価と経口摂取 シート蛋白の体内動態

領域名：微生物・ウイルスの定量的リスク評価及び薬剤耐性菌のリスク評価に関する研究領域

課題名：多剤耐性サルモネラの食品を介した健康被害のリスク評価に関する研究

領域名：タンパク質等食品成分のアレルギー発現性の評価法に関する研究領域

課題名：免疫細胞生物学的・構造生物学的手法を用いた食品成分のアレルギー発現性評価法の研究

領域名：食品に関連するリスクの定量的評価法に関する研究領域

課題名：定量的リスク評価に応用可能な手法の探索、分析及び開発に関する研究

領域名：食品安全分野のリスクコミュニケーションの手法等に関する研究領域

課題名：効果的な食品安全のリスクコミュニケーションのあり方に関する研究

課題名：食品災禍時のリスクコミュニケーションの実態調査(風評被害を含む)及び災禍の性格分類

		<p>平成18年度の食品健康影響評価技術研究の研究領域については、平成18年1月12日の第126回委員会会合において、次の5研究領域を決定した。</p> <p>化学物質系研究領域 ・化学物質の定量的毒性評価法に関する研究領域</p> <p>生物系研究領域 ・食品に起因するv C J Dのリスク評価のための効果的B S Eサーベイランス手法の開発に関する研究領域 ・食品に起因する病原微生物のリスク評価法に関する研究領域</p> <p>新食品等研究領域 ・健康食品等の安全性評価法に関する研究領域</p> <p>リスクコミュニケーション研究領域 ・リスクコミュニケーションの情報提示方法、言語表現等に関する研究領域</p>
<p>第4 リスクコミュニケーションの促進</p>	<p>1 意見交換会等の開催 食の安全に関するリスクコミュニケーションについては、平成16年7月に「食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題」を取りまとめたほか、現在、リスクコミュニケーション専門調査会において効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るための手法の開発等に関する審議を行っているところであり、これらを踏まえ、17年度においても、関係府省が連携して全国各地で意見交換会を30回程度開催する。 この意見交換会においては、引き続きB S E等国民の関心が高いテーマや関係者相互間の考え方が著しく乖離しているものを取り上げるとともに、リスク分析手法の考え方についても引き続き関係者への浸透・定着を図る。 また、都道府県等の地方公共団体からの要望を踏まえ、地域バランスを考慮しつつ、地方公共団体との共催による意見交換会を10回程度実施する。 このほか、委員会が行う食品健康影響評価のうち、特に国民の関心が高い案件については、意見聴取会等を開催する。</p>	<p>17年度は、前年度に引き続き「食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題」を踏まえ、関係各省と連携して全国各地で63回の意見交換会を開催した。 これらの意見交換会においては、残留農薬等のポジティブリスト制度及び遺伝子組換え農作物などのほかに、委員会が行った食品健康影響評価のうち、特に国民の関心が高かった魚介類等に含まれるメチル水銀、米国・カナダ産牛肉及び大豆イソフラボンを含む特定保健用食品等をテーマとして取り上げるとともに、リスク分析手法の考え方についても関係者への浸透・定着に努めている。 また、地方公共団体との連携を強化し、全国的なリスクコミュニケーションの更なる推進を図るため、地方公共団体（富山県、石川県、岐阜県、栃木県及び北海道）との共催による意見交換会を5回開催している。 このほか、食品健康影響評価に関する審議結果案等58案件について、国民からの意見・情報の募集を行い、必要に応じて、意見の反映を図った。</p>
	<p>2 全国食品安全連絡会議の開催（平成17年9月ごろ） 委員会と地方公共団体との緊密な連携や情報の共有化を図るため、全国127自治体（都道府県、保健所設置市（政令指定都市、中核市を含む。）及び特別区）との連絡会議を開催する。 この連絡会議においては、主としてこれまでの委員会の運営状況について説明を行いながら理解と協力を求めるとともに、今後の食品安全行政の参考に資するため、地方公共団体における先駆的な取組等について報告を受け、幅広い観点から意見交換を行う。</p>	<p>平成17年度全国食品安全連絡会議を平成17年9月16日に開催し、魚介類に含まれるメチル水銀のリスク評価結果についての講演、メチル水銀に関するリスクコミュニケーションを例として情報提供や意見交換の在り方について考えるパネルディスカッション、委員会の活動状況や地方公共団体（横浜市及び大分県）の取組についての報告を行った後、意見交換を行った。</p>
	<p>3 食品安全モニターの活動 食品安全モニター470名に対し、委員会が行った食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況や食品の安全性等に関して、日常の生活を通じて気付いた点等についての報告を求めるとともに、地域への情報提供等について協力を依頼する。 また、食品安全モニターとの情報・意見の交換を図るため、平成17年6月ごろを目途に、北海道、東北地域、関東地域、北陸・東海地域、近畿地域、中国・四国地域、九州・沖</p>	<p>平成17年度食品安全モニターについては、平成17年4月1日に1,100名の応募者の中から470名（うち再依頼者143名）を依頼し、食品安全行政等に関する意見等について607件の随時報告を受け付け、関係行政機関にも回付するとともに、毎月、委員会会合においてその概要を報告している。さらに、「食の安全性に関する意識等について」（平成17年5月）「食品の安全性の確保に関する施策の浸透状況等について」（平成18年2月）の課題報告を実施し、その結果について委員会に報告</p>

	<p>縄地域等の地域別に、食品安全モニター会議を開催する。</p>	<p>するなど、委員会の取組のための参考としている。</p> <p>また、食品安全モニターに対し委員会の取組等について知識と理解を深めていただくとともに、意見交換を行うため、平成17年6月3日から7月6日までに、全国7会場で10回（東京3回、大阪2回、札幌、仙台、名古屋、岡山及び福岡各1回）の食品安全モニター会議を開催した。</p>
	<p>4 情報の提供・相談等の実施</p> <p>国民に対し、正確でわかりやすい情報を迅速かつ適切に提供するため、国民の関心や提供した情報の理解・普及の状況を把握しつつ、ホームページの充実や季刊誌の発行に努めるとともに、食の安全ダイヤルを通じた一般消費者からの相談や問合せについての対応を引き続き行う。</p> <p>また、BSE等国民の関心が高いテーマについて、正確でわかりやすい情報の発信に努める。特に、一般国民に対する報道の重要性を踏まえ、マスメディア関係者との間で定期的に意見交換を行うことなどにより、適時適切な情報の提供に努める。</p>	<p>委員会のホームページについては、17年度において、トピックスとして、「BSE及びvCJD」、「鳥インフルエンザ」及び「食中毒」についてのページ並びにファクトシート（「アクリルアミド」、「Q熱」及び「妊婦のアルコール飲料の摂取による胎児への影響」）などを随時更新するとともに、魚介類等に含まれるメチル水銀に関する食品健康影響評価、米国・カナダ産牛肉等に関する食品健康影響評価、大豆イソフラボンを含む特定保健用食品に関する食品健康影響評価についてのQ&Aやその評価に関するポイントを新たに掲載するなど、わかりやすい情報発信に努めた。これに加えて、紙媒体によるわかりやすい情報発信を図るため、季刊誌「食品安全」を発行し、遺伝子組換え食品のリスク評価、我が国におけるBSE対策、魚介類等に含まれるメチル水銀についての食品健康影響評価及び米国・カナダ産牛肉等に関する食品健康影響評価等について掲載した。</p> <p>また、食の安全ダイヤルを通じて、本年度において、一般消費者等からの806件の相談や問合せを受け付け、多く寄せられる質問等については、毎月、Q&Aを作成し、ホームページに掲載した。</p> <p>さらに、平成17年6月、10月、12月及び平成18年3月にマスメディア関係者との間で定期的に意見交換を行った。</p>
	<p>5 リスクコミュニケーションに係る事務の調整</p> <p>委員会及びリスク管理機関のリスクコミュニケーションに関する計画について、その整合性等を保つ観点から、毎月2回程度、関係府省の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議を開催し、必要な調整を行う。</p>	<p>17年度においては、毎月2回程度、リスクコミュニケーション担当者会議を開催し、委員会及びリスク管理機関が開催する意見交換会の開催の時期、テーマ、具体的内容、方向性等について必要な調整を行った（24回開催）。</p>
<p>第5 緊急の事態への対処</p>	<p>1 食品安全関係府省食中毒緊急時対応実施要綱の策定（平成17年4月中）</p> <p>基本的事項に基づき、既に策定された「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」（平成16年4月15日関係府省申合せ）を踏まえた危害要因別の緊急時対応マニュアルとして、食中毒による緊急事態等が発生した場合における国の対処の在り方等を定める食品安全関係府省食中毒緊急時対応実施要綱について、緊急時対応専門調査会及び委員会における審議結果を踏まえ、委員会及びリスク管理機関が相互に連携して策定し、公表する。</p> <p>2 食品安全委員会食中毒緊急時対応指針（仮称）の策定（同年4月中）</p> <p>食品安全関係府省食中毒緊急時対応実施要綱の策定に伴い、食中毒による緊急事態等が発生した場合における委員会の対処の手順等について、緊急時対応専門調査会及び委員会における審議結果を踏まえ、委員会において食品安全委員会食中毒緊急時対応指針（仮称）を策定し、公表する。</p> <p>3 他の危害要因に関する個別の緊急時対応マニュアルの検討・策定</p>	<p>平成17年3月17日の緊急時対応専門調査会第10回会合における審議結果を踏まえ、委員会及びリスク管理機関が相互に連携して4月21日付で食品安全関係府省食中毒緊急時対応実施要綱を策定し、同日の第91回委員会会合においてこれを報告・公表した。</p> <p>平成17年3月17日の緊急時対応専門調査会第10回会合における審議結果を踏まえ、4月21日の第91回委員会会合において、食品安全委員会食中毒緊急時対応指針を策定し、公表した。</p> <p>平成17年6月22日の緊急時対応専門調査会第12回会合以降、過去の食品事故</p>

	<p>食品安全関係府省食中毒緊急時対応実施要綱の策定後、基本的事項に基づき、緊急事態等の発生の原因となり得る食中毒以外の主要な危害要因ごとの個別の緊急時対応マニュアルの策定について検討する。</p> <p>具体的には、緊急時対応専門調査会をおおむね1～2ヶ月ごとに開催し、同専門調査会において、個別の緊急時対応マニュアルを策定すべき危害要因の特定及び優先順位付けを行い、その後、当該危害要因ごとに個別の緊急時対応マニュアルの検討を行い、委員会において審議した上で、委員会及びリスク管理機関が相互に連携して策定し、公表する。</p>	<p>等に関わる対応事例についてのケーススタディを行いながら、食中毒以外の主要な危害要因ごとの緊急時対応マニュアルの策定について検討を重ねた。その結果、12月12日の第16回会合において、食中毒以外の危害要因について、個別に作成する必要はないとされ、普遍的な事態に対応できる一本化した緊急時対応マニュアルとするため、「食品安全関係府省食中毒緊急時対応実施要綱」及び「食品安全委員会食中毒対応指針」を改正することが決められ、平成18年3月6日の第17回会合において、改正案等を審議した。</p>
<p>第6 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用</p>	<p>1 関係各省等との情報の共有のシステム化及び食品安全モニターからの報告等のデータベース化</p> <p>委員会が収集する国内外の食品の安全性の確保に関する情報を蓄積・整理するデータベースシステムとして、平成16年度から18年度までの3年間で、順次、「食品安全総合情報システム」を整備することとしている。</p> <p>平成17年度においては、以下のスケジュールにより、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関相互の連携により、食品の安全性の確保に関する情報を迅速かつ効率的に交換・共有するためのシステム（共有情報システム） ・ 食品安全モニターからの報告等を通じて収集した情報・意見を蓄積・整理するモニター情報等データベース <p>を構築する。</p> <p>共有情報システム及びモニター情報等データベースに係る仕様書の作成（平成17年5月ごろ）</p> <p>共有情報システム及びモニター情報等データベースに係る契約手続（同年6月ごろ）</p> <p>共有情報システム及びモニター情報等データベースの構築（同年7～12月ごろ）</p> <p>共有情報システム及びモニター情報等データベースの運用開始（平成18年2月ごろ）</p> <p>2 国際会議等への参加</p> <p>コーデックス委員会（Codex Alimentarius Commission）各部会、経済協力開発機構（OECD）タスク・フォース会合、国際獣疫事務局（OIE）総会その他の食品の安全性に関する国際会議等に委員等を派遣する。</p> <p>また、これらの国際会議等に関する情報については、必要に応じ、委員会に報告するなど、情報の共有及び発信に努める。</p>	<p>委員会が収集する国内外の食品の安全性の確保に関する情報を蓄積・整理するデータベースシステムである「食品安全総合情報システム」を平成16年度からの3年間で構築することとしており、17年度においては、昨年度中に構築した文献情報及び危害情報データベースについて、平成17年6月1日より委員会のホームページ上で運用を開始した。</p> <p>平成17年度において開発予定となっていた共有情報システム及びモニター情報等データベースについては、平成17年10月に契約締結しシステム等を構築した後、試験運用を経て平成18年3月に既存システムへ追加し、運用を開始した。</p> <p>17年度においては、コーデックス委員会各部会、OECDタスク・フォース、OIE総会その他の食品の安全性に関する国際会議等に委員等を派遣し（21回）必要に応じ情報の共有化を図っている。</p>
<p>第7 食品の安全性の確保に関する調査</p>	<p>以下に掲げる分野ごとに、調査の内容等について検討し、平成17年6月ごろまでに、17年度に実施すべき調査課題を選定する。</p> <p>なお、年度の途中において緊急に調査を実施する必要がある場合には、随時、調査課題を選定する。</p> <p>国内外の危害に関する情報の収集・整理・分析に関する調査</p> <p>食品健康影響評価を実施するために必要な毒性試験データ等の収集</p> <p>リスク管理の実施状況を的確に把握するために行う、市販されている食品等の安全性の実態調査</p>	<p>左記の各分野ごとに調査課題を決定し、調査を実施した。</p>

毒性発現メカニズムの解析、危害の分析手法の確立等食品健康影響評価の的確な実施に必要な科学的知見の蓄積
委員会が開催した意見交換会を評価・検証するとともに、欧米諸国等におけるリスクコミュニケーションの最新の事例等について調査

資料2 食品健康影響評価の審議状況（平成18年3月31日現在）

区分	要請件数	自ら評価	小計	評価終了	意見募集中	審議中
添加物	68(12)	0	68	37(8)	0	31
農薬	157(20)	0	157	32(7)	2	123
うち 清涼飲料水	93		93			93
動物用医薬品	104(42)	0	104	68(19)	1	35
化学物質	0(0)	0	0	0(0)	0	0
汚染物質	2(0)	0	2	1(1)	0	1
器具・容器包装	3(0)	0	3	3(1)	0	0
微生物	2(1)	0	2	1(1)	1	0
ウイルス	0(0)	0	0	0(0)	0	0
プリオン	10(2)	1	11	10(4)	0	1
かび毒・自然毒等	3(0)	0	3	3(1)	0	0
遺伝子組換え食品等	43(19)	0	43	32(22)	0	11
新開発食品	57(7)	0	57	41(8)	3	13
肥料・飼料等	9(2)	0	9	9(2)	0	0
微生物・ウイルス合同	1(0)	1	2	1(0)	1	0
動薬・肥飼料合同	1(0)	0	1	0(0)	1	0
新開発・添加物合同	1(1)	0	1	0(0)	0	1
汚染物質・化学物質合同	48(0)	0	48	0(0)	0	48
うち 清涼飲料水	48	0	48	0	0	48
合計	509(106)	2	511	238(74)	9	264

(注) 1 カッコ書きは、平成17年度における処理状況であり、内数である。

2 審議中欄には、審議継続中の案件のほか、今後検討を開始するものを含む。

3 リスク管理機関から、評価要請後に取下げ申請があった場合には、その分を要請件数から減じている。

資料3 食品健康影響評価を要請された案件の専門調査会別の処理状況

(平成18年3月31日現在)

専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象
15/ 7/ 3	厚	清涼飲料水 48種の汚染物質及び93種の農薬
	厚	食品からのカドミウム摂取の現状に係る安全性確保
15/ 8/ 5	厚 農	動物用医薬品 エトキサゾールを主成分とする動物用殺虫剤
15/10/ 8	厚	添加物 ポリソルベート20、ポリソルベート60、ポリソルベート65、ポリソルベート80
15/10/20	厚	添加物 ナイシン
15/10/29	厚	特定保健用食品 ガイオ タガトース、稲から生まれた青汁
15/10/30	厚	遺伝子組換え食品等 SP990(リパーゼ)、SP572(ペクチナーゼ)、BRG-1(-アミラーゼ)、SPEZYME FRED™(-アミラーゼ)
15/11/17	厚	農薬 オキサジアルギル
15/12/ 8	農	飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち、飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌
15/12/26	厚	農薬 ベンチアバリカルブイソプロピル、メタアルデヒド
16/ 5/28	厚	特定保健用食品 ガルシニア1000、ヘルシーゼリー(オレンジ味)、ガルシニアゼリー(マスカット味)、ガルシニアゼリー(アップル&キャロット味)
16/ 7/ 2	農	蒸製骨粉の製造過程で生ずるにかわかすを肥料として利用すること
16/ 8/ 3	厚	農薬 チアトキサム、フルフェノクスロン
16/10/29	農	動物用医薬品 ・エンロフロキサシンを有効成分とする製造用原体(バイトリル原体)、鶏の飲水添加剤(バイトリル10%液)、牛の強制経口投与剤(バイトリル2.5%HV液)並びに牛及び豚の注射剤(バイトリル2.5%注射液、同5%注射液、同10%注射液)、・オフロキサシンを有効成分とする鶏の飲水添加剤(オキサリジン液)、・アンピシリンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(注射用ピクシリン)、・チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤(ネオマイゾン注射液及びバシット注射液)、・塩酸ジフロキサシンを有効成分とする製造用原体(塩酸シフロキサシン)及び豚の飲水添加剤(ベテキノン可溶散25%)、・フルニキシンメグルミンを有効成分とする製造用原体(パナミン)及び馬の消炎鎮痛剤(パナミン注射液5%)
16/11/ 2	厚	農薬 クロルピリホス
16/11/26	厚	添加物 加工デンブ(アセチル化アジピン酸架橋デンブ、アセチル化リン酸架橋デンブ、アセチル化酸化デンブ、オクテニルコハク酸デンブナトリウム、酢酸デンブ、酸化デンブ、ヒドロキシプロピルデンブ、ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンブ、リン酸モノエステル化リン酸架橋デンブ、リン酸化デンブ及びリン酸架橋デンブに限る。)
16/12/ 1	厚	農薬 アゾキシストロピン

注： 印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象
16/12/ 3	農	動物用医薬品 ミロサマイシンを有効成分とするみつばちの飼料添加剤(みつばち用アピテン)
16/12/ 6	厚	遺伝子組換え食品等 マルチフェクト キシラナーゼ
16/12/16	-	微生物の定量的リスク評価ガイドラインの策定及び優先順位を付けて個々の微生物リスク評価を求めること
16/12/24	厚	農薬 スピノサド
17/ 1/31	厚	添加物 ネオテーム、次亜塩素酸水
17/ 2/14	厚	農薬 ベノキスラム、ジコホール
17/ 3/ 1	厚	農薬 ノバルロン
17/ 3/11	農	動物用医薬品 ・ ドラメクチンを有効成分とする製造用原体(ドラメクチン)ならびに牛及び豚の注射剤(デクトマックス) ・ フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤(フロロコール 200 注射液)及び豚の注射剤(フロロコール 100 注射液)
17/ 3/28	厚	添加物 リン酸一水素マグネシウム
17/ 4/ 1	厚	農薬 フルベンジアミド、シロマジン
17/4/11	厚 農	動物用医薬品 オルビフロキサシンを有効成分とする豚の飲水添加剤
17/4/11	農	セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤(イクセル注)
17/4/26	厚	添加物 ヒドロキシプロピルメチルセルロース
17/6/7	農	プラジクアンテルを有効成分とするすずき目魚類用寄生虫駆除剤(水産用ベネサール、ハダクリーン)
17/6/21	厚	添加物 ポリビニルピロリドン
17/ 6/28	農	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt10 に関する措置
17/ 7/26	厚	農薬 ルフェヌロン、ピフェントリン
17/ 8/ 3	厚	農薬 フェンヘキサミド

注： 印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。

専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象
17/ 8/ 5	厚 農	動物用医薬品 ミロサマイシンを有効成分とする豚の注射剤(マイブラピン注100)
17/ 8/ 5	農	動物用医薬品 ホスホマイシンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(動物用ホスミンS(静注用))、スルファメトキサゾール及びトリメトプリムを有効成分とする豚の飲水添加剤(動物用シノラル液)、セファピリンベンザチンを有効成分とする製剤原料(セファピリンベンザチン「コーキン」)、牛の乳房注入剤(KPドアイ-5G)及びセファピリンナトリウムを有効成分とする牛の乳房注入剤(KPラック-5G)
17/ 8/15	厚	添加物 アルミノケイ酸ナトリウム、ケイ酸カルシウム、ケイ酸カルシウムアルミニウム、ケイ酸マグネシウム
17/ 8/22	厚	コエンザイムQ10
17/ 8/25	厚	農薬 スピロメシフェン、1-メチルシクロプロペン、ボスカリド
17/ 9/13	厚	動物用医薬品 アンピシリンナトリウム、チアンフェニコール、フルニキシメグルミン、ドラメクチン、フロルフエニコール、セフチオフル、プラジクアンテル、ホスホマイシンナトリウム、スルファメトキサゾール、トリメトプリム、セファピリンベンザチン、セファピリンナトリウム
17/ 9/20	厚	高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性について
17/9/30	厚	遺伝子組換え食品等 ジェランガム K3B646
17/10/ 3	厚	添加物 L-アスコルビン酸カルシウム
17/10/ 4	厚	農薬 クロチアニジン、クロルフェナピル
17/10/24	厚	農薬 ピフェナゼート、プロパモカルブ塩酸塩、シフルメトフェン
17/11/8	厚	農薬 ピリプロキシフェン、ミルベメクチン、インドキサカルブ
17/12/ 5	厚 農	動物用医薬品 シロマジン、シロマジンを有効成分とする鶏の飼料添加剤(ラパーデックス1%)
17/12/ 9	厚	遺伝子組換え食品等 高リシントウモロコシLY038系統
17/12/ 9	農	遺伝子組換え飼料 高リシントウモロコシLY038系統
17/12/13	厚	農薬 フルオピコリド
17/12/19	厚	動物用医薬品 スピノサド
17/12/19	厚	添加物 イソブタナール、ブタナール、2-メチルブタノール、酢酸 -トコフェロール(<i>d</i> 体及び <i>d</i> l体に限る。)
17/12/27	厚	新開発食品 ステイバランSRJ

注: 印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象
18/ 1/13	厚	農薬 ビラクロニル
18/ 1/18	厚	添加物 添加物公定書の改正に伴う「食品、添加物等の規格基準」の改正について
18/ 1/23	厚	新開発食品 明治満足カルシウム 明治もっとカルシウムベビーチーズ
18/ 1/26	厚	パパイヤリングスポットウイルス抵抗性パパイヤ55 - 1系統
18/ 2/13	厚	新開発食品 キリン細胞壁破砕アガリクス顆粒
18/ 2/13	厚	新開発食品 仙生露顆粒ゴールド 、アガリクスK2ABPC 顆粒
18/ 2/16	厚	遺伝子組換え食品等 L - グルタミン
18/ 2/20	厚 農	動物用医薬品 d - クロプロステノールを有効成分とする牛及び豚の注射剤 (ダ ルマジン)
18/2/28	厚	農薬 メタフルミゾン
18/3/ 9	厚	添加物 水酸化マグネシウム

注： 印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。

専門調査会における審議結果(案)について意見募集を行っているもの

募集期間	対象となる審議結果(案)
17.4.28 ~ 5.25	特定保健用食品 オーラルヘルスタブレット カルシウム&イソフラボン、イソフラボン
18.3. 9 ~ 4.5	みそ、大豆イソフラボン40、「大豆イソフラボンの安全性評価について(案)」
18. 1.12 ~ 2. 8	飼料添加物 飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち飼料 添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認め られる抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌
18.2.26 ~ 3.15	食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針(案)
18.3. 9 ~ 4. 5	農薬 メコナゾール
18.3. 9 ~ 4. 5	小麦粉を主たる原材料とする冷凍パン生地様食品
18.3.16 ~ 4.12	農薬 シアゾファミド
18.3.16 ~ 4.12	動物用医薬品 エンロフロキサシン

注1： の案件についての意見募集は終了している。

注2： 印は食品安全基本法第 23 条第 1 項第 2 号による自ら評価である。

食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象
15/ 7/24	厚	添加物 メチルヘスベリジン、コウジ酸
	厚	動物用医薬品 サラフロキサシン、ジヒドロストレプトマイシン/ストレプトマイシン、ダフロキサシン
	厚	かび毒 パツリン
15/ 7/31	厚	添加物 ステアリン酸マグネシウム、リン酸三マグネシウム、酸化マグネシウム、炭酸マグネシウム
15/ 8/28	厚	添加物 アセスルファムカリウム
	厚	動物用医薬品 カルバドックス
15/ 9/ 4	厚	サウロパス・アンドロジナス(いわゆるアマメシバ)を大量長期に摂取させることが可能な粉末、錠剤等の形態の加工食品
15/ 9/11	厚	伝達性海綿状脳症に関する牛のせき柱を含む食品等の安全性確保
	厚	特定保健用食品 ファイバー食パン 爽快健美、豆鼓エキス つぶタイプ、ヘルシーコレステ、エコナマヨネーズタイプ
15/ 9/18	厚	農薬 EPN、エチクロゼート、オキサジクロメホン、クロルピリホス、ジクロシメット、テブラロキシジム、トリネキサパックエチル、ファモキサドン、フェノキサニル、フェノキサプロップエチル、フェントラザミド、フェンピロキシメート、フルアジナム、フルミオキサジン、マレイン酸ヒドラジド
15/ 9/25	厚	添加物 L-アスコルビン酸 2-グルコシド、亜硫酸ナトリウム、次亜硫酸ナトリウム、二酸化硫黄、ピロ亜硫酸ナトリウム、ピロ亜硫酸カリウム、タール色素
15/11/14	農	アルカリ処理をした液状の肉骨粉等を肥料として利用すること
15/11/21	農	牛のせき柱を含む飼料及び肥料の規格等の改正
15/12/25	厚	農薬 ノバルロン
16/ 1/15	厚	農薬 ビリダリル
	厚 農	動物用医薬品 イミダクロプリドを主成分とする動物体に直接適用しない動物用殺虫剤(ノックベイト)
	厚	疾病に罹患した家畜の肉等の廃棄基準の見直し
	農	BSE 発生国からの牛受精卵の輸入
16/ 2/ 5	厚	特定保健用食品 プレティオ、マインズ<毎飲酢>リンゴ酢ドリンク、健康博士 ギャバ
16/ 2/12	厚	遺伝子組換え食品等 トウモロコシ 1507 系統とラウンドアップ・レディー・トウモロコシ NK603 系統を掛け合わせた品種、MON810(鱗翅目害虫抵抗性トウモロコシ)と鞘翅目害虫抵抗性トウモロコシ MON863 系統を掛け合わせた品種
16/ 2/26	厚 農	動物用医薬品 牛用マンヘミア・ヘモリチカ1型菌不活化ワクチン、ぶり用イリドウイルス感染症・ぶりピブリオ病・溶血性レンサ球菌症混合不活化ワクチン
16/ 3/11	厚	特定保健用食品 LC1 ヨーグルト、グリコ ヨーグルト GCL1001

注: 印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。

食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象
16/ 3/11	厚 農	飼料添加物 アスタキサンチン、カンタキサンチン
16/ 3/18	農	肥料 焼成りん肥、混合汚泥複合肥料、熔成汚泥灰複合肥料
16/ 3/25	厚 農	鳥インフルエンザ不活化ワクチンを接種した鳥類に由来する食品の安全性
16/ 3/25	厚	化学分解法により再生したポリエチレンテレフタレート(PET)を主成分とする合成樹脂製の容器包装
16/ 4/ 8	厚	特定保健用食品 ピュアセレクトサラリア、リセッタ 健康ソフト、オリゴメイトS-HP
16/ 4/22	厚 農	動物用医薬品 ふく目魚類用フェバンテルを有効成分とする寄生虫駆除剤
16/ 4/22	厚	特定保健用食品 チチヤス低糖ヨーグルト、クエーカーオートミール、ブレンディ コーヒーオリゴ入りインスタントコーヒー、ブレンディ コーヒーオリゴ入りカフェオレ、ブレンディ コーヒーオリゴ入りカフェオレミックスコーヒー、ブレンディ コーヒーオリゴ入り ミックスコーヒー、リポスルー
16/ 5/20	厚	農薬 ボスカリド
16/ 5/27	厚	添加物 グルコン酸亜鉛、グルコン酸銅
16/ 5/27	厚	添加物 イソブタノール
16/ 5/27	厚	添加物 2-エチル-3,(5or6)-ジメチルピラジン、2,3,5,6-テトラメチルピラジン
16/ 6/10	厚	特定保健用食品 ヘルシープラス 野菜 MIX ゼリー、毎日海藻 海苔ペプチド、キューピーコントロール
16/ 6/10	厚	遺伝子組換え食品等 LL Cotton25(除草剤耐性わた)
16/ 6/17	厚 農	動物用医薬品 鶏伝染性気管支炎生ワクチン、豚ボルデテラ感染症精製(アフィニティークロマトグラフィー部分精製)・豚パストツレラ症混合(油性アジュバント加)不活化ワクチン
16/ 6/17	厚	シンフィットム(いわゆるコンフリー)及びこれを含む食品
16/ 6/24	厚	飼料 豚由来たん白質等の飼料への利用について
16/ 6/24	厚	特定保健用食品 キシリッシュプラスエフ ナチュラルミント
16/ 7/ 2	厚	添加物 アカネ色素
16/ 7/ 8	厚 農	動物用医薬品 牛用インターフェロンアルファ経口投与剤
16/ 7/22	厚	農薬 エチプロール
16/ 7/29	厚	添加物 ステアリン酸カルシウム
16/ 7/29	厚 農	動物用医薬品 プロゲステロン及び安息香酸エストラジオールを有効成分とする牛の発情周期同調用膈内挿入剤
16/ 9/ 2	厚	化学分解法(ビス-2-ヒドロキシエチルテレフタレート(BHET)に分解して再重合する方法)により再生したポリエチレンテレフタレート(PET)を主成分とする合成樹脂製の容器包装

注： 印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象
16/ 9/ 2	厚 農	動物用医薬品 牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢 - 粘膜病2価・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合ワクチン、鶏サルモネラ症(油性アジュバント加)不活化ワクチン
16/ 9/ 9	厚	添加物 プロパノール
16/ 9/ 9	農	遺伝子組換え飼料 ラウンドアップ・レディー・テンサイH7 - 1系統
16/ 9/ 9	厚	遺伝子組換え食品等 鞘翅目(コウチュウ目)害虫抵抗性トウモロコシ MON863 系統と鱗翅目(チョウ目)害虫抵抗性トウモロコシ MON810 系統とラウンドアップ・レディー・トウモロコシ NK603 系統を掛け合わせた品種
16/ 9/ 9	厚 農	日本における牛海綿状脳症(BSE)対策について
16/ 9/16	厚	特定保健用食品 健康道場 おいしい青汁、ゴマペブ茶
16/10/ 7	厚	農薬 トルフェンピラド
16/10/14	厚	特定保健用食品 ヒアロモイスチャーS、タケダ健茶園 TACC 茶
16/10/21	農	肥料 鉍さいりん酸肥料、腐植酸りん肥
16/11/ 4	厚	農薬 シアゾファミド
16/11/ 4	厚	動物用医薬品 塩酸ラクタパミン
16/11/18	厚	添加物 亜塩素酸ナトリウム
16/11/18	厚	特定保健用食品 DHA入りリサラーソーセージ
16/11/18	厚	特定保健用食品 キュービー 骨育 カルシウム&ビタミンK2
16/12/ 2	厚 農	動物用医薬品 豚ボルデテラ感染症・豚バスターレラ症・豚丹毒混合(アジュバント加)不活化ワクチン、ぶりピブリオ病不活化ワクチン、ひらめ 溶血性レンサ球菌病不活化ワクチン
16/12/ 2	厚	遺伝子組換え食品等 PLA2(ホスホリパーゼ A2)
16/12/ 9	厚	添加物 イソプロパノール
16/12/ 9	厚	添加物 亜酸化窒素
16/12/ 9	厚 農	動物用医薬品 鳥インフルエンザ(油性アジュバント加)不活化ワクチン(ノピリス IA inac、AI(H5N2 亜型)不活化ワクチン(NBI)、レイヤーミュン AIV)、孵化を目的としたニシン目魚類のプロノポールを有効成分とする魚卵用消毒剤
16/12/16	厚	農薬 フェンアミドン
17/ 1/ 6	厚	農薬 ビフェナゼート

注： 印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。

食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象
17/ 1/ 6	農	動物用医薬品 ・ 「ニューカッスル病及び鶏伝染性気管支炎生ワクチン(ND・IB生ワクチン「NP」)、 ・ 「ニューカッスル病、鶏伝染性気管支炎、鶏伝染性コリーザ及びマイコプラズマ・ガリセプチカム感染症不活化ワクチン(“京都微研”ニワトリ5種混合オイルワクチン-C)」、 ・ 豚ポルデテラ感染症・豚パストツレラ症混合(アジュバント加)不活化ワクチン(インゲルバックAR4)、 ・ パストツレラ・ムルトシダ(アジュバント加)トキソイド(豚パストツレラトキソイド“化血研”)、 ・ 鶏コクシジウム感染症(アセルプリナ・テネラ・マキシマ)混合生ワクチン(日生研鶏コクシ弱毒3価生ワクチン(TAM))、 ・ 前葉性卵巣刺激ホルモン(FSH)を有効成分とする牛の過剰排卵誘起用注射剤(アントリンR・10)、 ・ ウラジログシエキスを有効成分とする牛の尿路結石治療剤(ウロストン2品目)、 ・ プロゲステロンを有効成分とする牛の発情周期同調及び繁殖障害治療用膣内挿入剤(イージーブリード)
17/ 1/27	厚	農薬 クロチアニジン
17/ 1/27	厚	特定保健用食品 プリトロール
17/ 1/27	農	動物用医薬品 ・ 牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢 - 粘膜病・牛パラインフルエンザ・牛アデノウイルス感染症混合生ワクチン(日生研牛呼吸器病4種混合生ワクチン)、 ・ 牛流行熱・イバラキ病混合不活化ワクチン(日生研BEF・IK混合不活化ワクチン、牛流行熱・イバラキ病混合不活化ワクチン“化血研”及び“京都微研”、牛流行熱・イバラキ病混合不活化ワクチン)、 ・ 鶏伝染性気管支炎生ワクチン(IB TM生ワクチン“化血研”)
17/ 2/ 3	厚	器具及び容器包装に係る規格基準及び洗浄剤に係る規格基準の改正
17/ 2/17	厚	農薬 プロヒドロジャスモン
17/ 3/ 3	厚	特定保健用食品 松谷のおそば、黒烏龍茶
17/ 3/10	厚	添加物 ヒドロキシプロピルセルロース
17/ 3/10	厚	動物用医薬品 ピルリマイシン
17/ 3/17	厚	添加物 イソamilアルコール、2,3,5-トリメチルピラジン、アミルアルコール
17/ 3/17	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性ワタ MON88913 系統、除草剤グリホサート耐性ワタ MON88913 系統とチョウ目害虫抵抗性ワタ 15985 系統を掛け合わせた品種
17/ 3/31	厚	遺伝子組換え食品等 ラウンドアップ・レディー・アルファルファ J101 系統、ラウンドアップ・レディー・アルファルファ J163 系統
17/ 4/28	厚	特定保健用食品 自然のちから サンバナバ、ブレンディスタイリア低糖タイプ、食物せんいのおいしい水
17/ 4/28	厚	遺伝子組換え食品等 ラウンドアップ・レディー・アルファルファ J101 系統とラウンドアップ・レディー・アルファルファ J163 系統を掛け合わせた品種

食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象
17/ 5/ 6	厚	添加物 ナタマイシン
17/ 5/ 6	環	土壌残留に係る農薬登録保留基準の見直し
17/ 5/ 6	厚 農	我が国における牛海綿状脳症(BSE)対策に係る食品健康影響評価について
17/ 5/12	厚	特定保健用食品 ラクトールガムストロングミント、ラクトールガムマイルドミント、アミールS健康野菜100
17/ 5/19	農	動物用医薬品 ・リン酸チルミコシンを有効成分とする製造用原体(リン酸チルミコシン20%(原液))及び豚の飼料添加剤(動物用プルモチルプレミックス-20、同-50、同-100)
17/ 5/19	厚 農	鶏の産卵低下症候群-1976(油性アジュバント加)不活化ワクチン(オイルボックスEDS-76、EDS-76 オイルワクチン-C 及び日生研 EDS 不活化オイルワクチン)
17/ 5/19	厚	微生物 調製粉乳のセレウス菌規格基準
17/ 5/26	厚	ポリ乳酸を主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装
17/ 6/ 9	厚 農	動物用医薬品 豚ホルテラ感染症不活化・パスツラ・ムルトシグトキソイド混合(油性アジュバント加)ワクチン(日生研 ARBP 不活化ワクチン ME)
17/6/16	厚	農薬 ジノテフラン
17/6/30	厚	農薬 カズサホス
17/ 7/ 7	厚	特定保健用食品 リメイクコレステブロック粒
17/ 7/14	農	動物用医薬品 塩酸ジフロキサシンを有効成分とする製造用原体(塩酸シフロキサシン)及び豚の飲水添加剤(ベテキノン可溶散25%) *
17/ 7/21	厚	添加物 アセトアルデヒド
17/ 7/28	厚	農薬 ビリダリル
17/ 7/28	農	1000 以上で焼却処理された肉骨粉の焼却灰及び炭化物を肥料として利用すること
17/ 8/ 4	厚	魚介類等に含まれるメチル水銀
17/ 8/ 4	厚 農	・動物用医薬品 鶏コクシジウム感染症(アセルブリナ・テネラ・マキシマ・ミチス)混合生ワクチン(パラコックス-5)
17/ 8/ 5	厚	構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に基づき実施された第5次提案募集において佐賀県及び佐賀県嬉野町が提案した方法により養殖されるトラフグの肝
17/ 8/18	厚	添加物 2-エチル-3-メチルピラジン、5-メチルキノキサリン
17/ 8/18	厚	遺伝子組換え食品等 ワタ281系統、ワタ3006系統
17/ 8/18	農	遺伝子組換え飼料 除草剤グリホシネート耐性ワタLLCotton25、除草剤グリホサート耐性ワタMON88913系統
17/ 8/25	厚	動物用医薬品 塩酸ジフロキサシン

注: *印は耐性菌に関する評価を除く

印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象
17/ 9/22	厚	添加物 ブタノール
17/ 9/22	厚	農薬 ビラクロストロピン
17/ 9/22	農	遺伝子組換え飼料 ラウンドアップ・レディー・アルファルファ J101 系統、 ラウンドアップ・レディー・アルファルファ J163 系統
17/ 9/22	厚	遺伝子組換え食品等 ワタ 281 系統とワタ 3006 系統を掛け合わせた品種
17/10/ 6	厚	遺伝子組換え食品等 コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ <i>B.t.Cry34/35Ab1</i> Event DAS-59122-7、除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017 系統
17/10/13	厚	遺伝子組換え食品等 - アミラーゼ LE399
17/10/20	厚 農	マイコプラズマ・シノビエ凍結生ワクチン(MS生ワクチン(NBI))
17/10/27	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017 系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON810 系統を掛け合わせた品種
17/11/ 2	農	肥料 けい酸加里肥料、熔(よう)成けい酸加里肥料
17/11/24	厚 農	動物用医薬品 オフロキサシンを有効成分とする鶏の飲水添加剤(オキサリジン液) *
17/11/24	厚 農	動物用医薬品 豚流行性下痢生ワクチン(日生研PED生ワクチン)
17/11/24	厚 農	動物用医薬品 塩化リゾチームを有効成分とするまだいの飼料添加剤(水産用ポトチーム)
17/11/24	厚	動物用医薬品 マラカイトグリーン及びロイコマラカイトグリーン
17/12/ 1	厚	遺伝子組換え食品等 トウモロコシ 1507 系統とコウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ <i>B.t.Cry34/35Ab1</i> Event DAS-59122-7 を掛け合わせた品種、コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ <i>B.t.Cry34/35Ab1</i> Event DAS-59122-7 とラウンドアップ・レディー・トウモロコシ NK603 系統を掛け合わせた品種、コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ <i>B.t.Cry34/35Ab1</i> Event DAS-59122-7 とトウモロコシ 1507 系統とラウンドアップ・レディー・トウモロコシ NK603 系統を掛け合わせた品種
17/12/ 8	厚	農薬 オリサストロピン

注: *印は耐性菌に関する評価を除く

食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象
17/12/ 8	厚 農	・現在の米国の国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理された米国から輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症(BSE)に関するリスクの同等性について ・現在のカナダの国内規制及び日本向け輸出基準により管理されたカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症(BSE)に関するリスクの同等性について
17/12/15	厚	遺伝子組換え食品等 L - アルギニン、ワタ 281 系統とワタ 3006 系統とラウンドアップ・レディー・ワタ 1445 系統を掛け合わせた品種
17/12/15	農	遺伝子組換え飼料 ワタ281、ワタ3006、コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ B.t.Cry34 / 35Ab1 Event DAS-59122-7、除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017
17/12/22	農	チルミコシンを有効成分とする製剤原料(チルミコシン)、牛の注射剤(ミコチル 300 注射液)
18/ 1/19	厚	農薬 フロニカミド
18/ 1/26	厚	遺伝子組換え食品等 ワタ281系統とワタ3006系統と除草剤グリホサート耐性ワタMON88913系統を掛け合わせた品種
18/3/ 2	厚	特定保健用食品 燕龍茶レベルケア
18/3/ 9	厚	動物用医薬品 ツラスロマイシン
18/3/ 9	厚 農	動物用医薬品 鶏大腸菌症不活化ワクチン(“京都微研”ポールセーバーEC)
18/3/30	厚	添加物 アルギン酸アンモニウム、アルギン酸カリウム、アルギン酸カルシウム

注: 印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。

その他

通知日	通知先	件名
16/ 1/30	厚 農 環	遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準 遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方
16/ 3/18	農	普通肥料の公定規格に関する食品健康影響評価の考え方
16/ 3/25	厚 農 環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準
16/ 5/ 6	厚 農 環	遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方
16/ 8/ 5	厚 農	特定保健用食品の安全性評価に関する基本的考え方
16/ 9/30	農	家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針
17/ 4/28	厚 農 環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方

資料4 三府省連携による意見交換会等の実施状況(平成17年4月1日～平成18年3月31日)

NO.	開催日	会議名	開催地
		講演テーマ・講演者	参加人数
1	4月18日	食品に関するリスクコミュニケーション(OIEにおけるBSEルールの改正に関する意見交換会(第2回))	東京都
		BSEに関する国際基準の改正について 農林水産省消費・安全局衛生管理課長 釘田 博文	150名
2	5月11日	食品に関するリスクコミュニケーション(東京) - 米国における食品媒介感染症および薬剤耐性菌に関する状況 -	東京都
		「米国における食品媒介疾患と薬剤耐性菌の現状と最新知識」 米国疾病管理予防センター(CDC) フレデリック・アンギョロ博士	145名
3	5月13日	食品に関するリスクコミュニケーション(米国産牛肉等のリスク管理措置に関する意見交換会)	広島県
		米国、カナダにおけるBSE対策 我が国とのBSE対策の比較 厚生労働省 食品安全部 農林水産省 消費・安全局	約150名
4	5月13日	食品に関するリスクコミュニケーション(米国産牛肉等のリスク管理措置に関する意見交換会)	沖縄県
		米国、カナダにおけるBSE対策 我が国とのBSE対策の比較 厚生労働省 食品安全部 農林水産省 消費・安全局	約65名
5	5月16日	食品に関するリスクコミュニケーション(米国産牛肉等のリスク管理措置に関する意見交換会)	新潟県
		米国、カナダにおけるBSE対策 我が国とのBSE対策の比較 厚生労働省 食品安全部 農林水産省 消費・安全局	約100名
6	5月16日	食品に関するリスクコミュニケーション(米国産牛肉等のリスク管理措置に関する意見交換会)	愛知県
		米国、カナダにおけるBSE対策 我が国とのBSE対策の比較 厚生労働省 食品安全部 農林水産省 消費・安全局	約120名
7	5月17日	食品に関するリスクコミュニケーション(米国産牛肉等のリスク管理措置に関する意見交換会)	宮城県
		米国、カナダにおけるBSE対策 我が国とのBSE対策の比較 厚生労働省 食品安全部 農林水産省 消費・安全局	約150名
8	5月17日	食品に関するリスクコミュニケーション(米国産牛肉等のリスク管理措置に関する意見交換会)	熊本県
		米国、カナダにおけるBSE対策 我が国とのBSE対策の比較 厚生労働省 食品安全部 農林水産省 消費・安全局	約140名
9	5月18日	食品に関するリスクコミュニケーション(米国産牛肉等のリスク管理措置に関する意見交換会)	北海道
		米国、カナダにおけるBSE対策 我が国とのBSE対策の比較 厚生労働省 食品安全部 農林水産省 消費・安全局	約170名
10	5月19日	食品に関するリスクコミュニケーション(米国産牛肉等のリスク管理措置に関する意見交換会)	大阪府
		米国、カナダにおけるBSE対策 我が国とのBSE対策の比較 厚生労働省 食品安全部 農林水産省 消費・安全局	約160名
11	5月20日	食品に関するリスクコミュニケーション(米国産牛肉等のリスク管理措置に関する意見交換会)	東京都
		米国、カナダにおけるBSE対策 我が国とのBSE対策の比較 厚生労働省 食品安全部 農林水産省 消費・安全局	約350名
12	6月24日	食品に関するリスクコミュニケーション(輸入食品の安全確保及び残留農薬等のポジティブリスト制度の導入についての意見交換会)	福島県
		リスクコミュニケーションについての説明 厚生労働省食品安全部企画情報課長補佐 広瀬 誠 輸入食品の安全確保について / 残留農薬等のポジティブリスト制度の導入について 厚生労働省大臣官房参事官 松本 義幸	200名

13	6月29日	遺伝子組換え農作物の安全性の確保などに関する意見交換会	東京都
		遺伝子組換え農作物の開発について (独)農業生物資源研究所企画調整部遺伝子組換え研究推進室 田部井室長 遺伝子組換え農作物の安全性の評価・管理について 農林水産省 消費・安全局農産安全管理課 新本調査官 未承認遺伝子組換え飼料 Bt10トウモロコシについて 農林水産省 消費・安全局衛生管理課薬事・飼料安全室 濱本管理官	187名
14	7月12日	食品に関するリスクコミュニケーション(「食品の安全と消費者の信頼確保のためには何をすべきか」についての意見交換会)	青森県
		生産から消費までの食品の安全と消費者の信頼確保について 食品安全委員会 本間清一	310名
15	7月14日	食品に関するリスクコミュニケーション(大阪・東京)(魚介類等に含まれるメチル水銀に係る食品健康影響評価に関する意見交換会) <大阪>	大阪府
		魚介類等に含まれるメチル水銀に係る食品健康影響評価について 食品安全委員会汚染物質専門調査会座長 佐藤 洋	84名
16	7月19日	食品に関するリスクコミュニケーション(大阪・東京)(魚介類等に含まれるメチル水銀に係る食品健康影響評価に関する意見交換会) <東京>	東京都
		魚介類等に含まれるメチル水銀に係る食品健康影響評価について 食品安全委員会汚染物質専門調査会座長 佐藤 洋	128名
17	8月3日	食品に関するリスクコミュニケーション(魚食と健康に関する意見交換会)	北海道
		魚食と健康 - 健康に悪影響を与える可能性のある物質について - 農林水産省衛生管理課課長補佐 江口 静也	143名
18	8月24日	食品に関するリスクコミュニケーション(輸入食品の安全確保及び残留農薬等のポジティブリスト制度の導入についての意見交換会)	愛知県
		リスクコミュニケーションについて 厚生労働省食品安全部企画情報課長補佐 広瀬 誠 輸入食品の安全確保について / 残留農薬等のポジティブリスト制度の導入について 厚生労働省大臣官房参事官 松本 義幸	313名
19	8月24日	食品に関するリスクコミュニケーション(妊婦への魚介類の摂食と水銀に関する注意事項についての意見交換会)	大阪府
		リスクコミュニケーションについての説明 順天堂大学医学部公衆衛生学教室助手 堀口 逸子 妊婦への魚介類の摂食と水銀に関する注意事項について 厚生労働省食品安全部基準審査課食品規格専門官 近藤 卓也	72名
20	8月25日	食品に関するリスクコミュニケーション(妊婦への魚介類の摂食と水銀に関する注意事項についての意見交換会)	東京都
		リスクコミュニケーションについての説明 順天堂大学医学部公衆衛生学教室助手 堀口 逸子 妊婦への魚介類の摂食と水銀に関する注意事項について 厚生労働省食品安全部基準審査課食品規格専門官 近藤 卓也	110名
21	8月26日	食品に関するリスクコミュニケーション(食品の安全及び消費者の信頼の確保についての意見交換会)	宮城県
		食品の安全とリスクアナリシスの考え方について 農林水産省消費・安全局消費・安全政策課課長 山田 友紀子 食品事業者における食品の安全と消費者の信頼の確保への取組について 丸大食品株式会社岩手工場品質管理室室長 長谷部 豊	76名
22	9月9日	食品に関するリスクコミュニケーション(輸入食品の安全確保及び残留農薬等のポジティブリスト制度の導入についての意見交換会)	千葉県
		リスクコミュニケーションについての説明 輸入食品の安全確保について 残留農薬等のポジティブリスト制度の導入について 厚生労働省食品安全部企画情報課長補佐 広瀬 誠	260名
23	9月14日	食品に関するリスクコミュニケーション(かび毒に関する意見交換会)	東京都
		かびとかび毒 国立医薬品食品衛生研究所衛生微生物部第四室長 小西 良子 かび毒のリスク管理の取組 農林水産省消費・安全局農産安全管理課課長補佐 榎 浩行	193名

24	9月27日	食品に関するリスクコミュニケーション(農薬のリスクアナリシスに関する意見交換会)	神奈川県
		「農薬のリスクアナリシスについて」 農林水産省消費・安全局消費・安全政策課食品安全危機管理官 朝倉 健司 「農薬の登録制度と適正使用について」 農林水産省消費・安全局農産安全管理課安全指導係長 西岡 暢彦	189名
25	9月30日	食品に関するリスクコミュニケーション～魚食と健康に関する意見交換会～	石川県
		「栄養面からみた健康への利益とリスク」 福山女子大学常勤客員教授 安本 教博 「魚食と健康について」 農林水産省 消費・安全局 衛生管理課 課長補佐 江口 静也	60名
26	10月5日	食品に関するリスクコミュニケーション(農薬に関する意見交換会)	熊本県
		農薬取締法の概要について 農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室長 横田 敏恭 農薬のリスクと安全性評価について 財団法人残留農薬研究所常務理事 寺本 昭二 農薬による環境影響等について 国立大学法人島根大学理事(副学長) 山本 広基	110名
27	10月11日	食品に関するリスクコミュニケーション(輸入食品の安全確保及び残留農薬等のポジティブリスト制度の導入についての意見交換会)	山口県
		リスクコミュニケーションについての説明 厚生労働省食品安全部企画情報課長補佐 広瀬 誠 輸入食品の安全確保について 残留農薬等のポジティブリスト制度の導入について 厚生労働省大臣官房参事官 藤井 充	160名
28	11月2日	食品に関するリスクコミュニケーション(輸入食品の安全確保及び残留農薬等のポジティブリスト制度の導入についての意見交換会)	北海道
		リスクコミュニケーションについての説明 厚生労働省食品安全部企画情報課長補佐 広瀬 誠 輸入食品の安全確保について 残留農薬等のポジティブリスト制度の導入について 厚生労働省大臣官房参事官 藤井 充	211名
29	11月4日	食品に関するリスクコミュニケーション(東京) - BSEと牛肉の安全性 -	東京都
		紹介と導入 食品安全委員会プリオン専門調査会専門委員 小野寺 節 「BSEと牛肉の安全性」 スクリプス研究所 コリーヌ・ラスメザス博士	112名
30	11月9日	食品に関するリスクコミュニケーション(農薬のリスクアナリシスに関する意見交換会)	沖縄県
		農薬のリスクアナリシスについて 農林水産省消費・安全局消費・安全政策課食品安全危機管理官 朝倉健司 農薬の登録制度と適正使用について 農林水産省消費・安全局農産安全管理課課長補佐 田雑征治 沖縄県における天敵農薬の開発及び利用について 沖縄県農業試験場病虫部長 安田慶次	106名
31	11月14日	食品に関するリスクコミュニケーション(札幌) - 米国・カナダ産牛肉等に係る食品健康影響評価案に関する意見交換会 -	北海道
		米国・カナダ産牛肉等に係る食品健康影響評価(案)について 食品安全委員会プリオン専門調査会専門委員 堀内基広	93名
32	11月15日	食品に関するリスクコミュニケーション(大阪) - 米国・カナダ産牛肉等に係る食品健康影響評価案に関する意見交換会 -	大阪府
		米国・カナダ産牛肉等に係る食品健康影響評価(案)について 食品安全委員会プリオン専門調査会専門委員 小野寺 節	149名
33	11月15日	食品に関するリスクコミュニケーション～農薬のリスクアナリシスに関する意見交換会～	愛知県
		農薬のリスクアナリシスについて 農林水産省消費・安全局消費・安全政策課食品安全危機管理官 朝倉 健司 農薬の登録制度と適正使用について 農林水産省消費・安全局農産安全管理課生産安全専門官 小峯 喜美夫	167名

34	11月16日	食品に関するリスクコミュニケーション(仙台) - 米国・カナダ産牛肉等に係る食品健康影響評価案に関する意見交換会 -	宮城県
		米国・カナダ産牛肉等に係る食品健康影響評価(案)について 食品安全委員会プリオン専門調査会専門委員 小野寺 節	89名
35	11月17日	食品に関するリスクコミュニケーション(福岡) - 米国・カナダ産牛肉等に係る食品健康影響評価案に関する意見交換会 -	福岡県
		米国・カナダ産牛肉等に係る食品健康影響評価(案)について 食品安全委員会プリオン専門調査会専門委員 甲斐 諭	107名
36	11月18日	食品に関するリスクコミュニケーション(広島) - 米国・カナダ産牛肉等に係る食品健康影響評価案に関する意見交換会 -	広島県
		米国・カナダ産牛肉等に係る食品健康影響評価(案)について 食品安全委員会プリオン専門調査会専門委員 小野寺 節	123名
37	11月18日	食品に関するリスクコミュニケーション - 魚食と健康に関する意見交換会	福岡県
		栄養面からみた健康への利益とリスク 眉山女学園大学 常勤客員教授 安本 教博 魚食と健康 農林水産省消費・安全局畜産安全管理課 課長補佐 江口 静也	85名
38	11月21日	食品に関するリスクコミュニケーション(名古屋) - 米国・カナダ産牛肉等に係る食品健康影響評価案に関する意見交換会 -	愛知県
		米国・カナダ産牛肉等に係る食品健康影響評価(案)について 食品安全委員会プリオン専門調査会専門委員 山本 茂貴	111名
39	11月22日	食品に関するリスクコミュニケーション(東京) - 米国・カナダ産牛肉等に係る食品健康影響評価案に関する意見交換会 -	東京都
		米国・カナダ産牛肉等に係る食品健康影響評価(案)について 食品安全委員会プリオン専門調査会座長 吉川 泰弘	233名
40	11月22日	食品に関するリスクコミュニケーション(「輸入食品の安全確保の取組について」の意見交換会)	山形県
		輸入食品の安全確保について 厚生労働省大臣官房参事官 藤井 充	300名
41	12月15日	米国・カナダ産牛肉等への対応についての説明会	東京都
		米国及びカナダ産牛肉の輸入再開について 厚生労働省大臣官房参事官 藤井 充 農林水産省消費・安全局動物衛生課長 釘田 博文	452名
42	12月16日	米国・カナダ産牛肉等への対応についての説明会	宮城県
		米国及びカナダ産牛肉の輸入再開について 厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課情報管理専門官 森田 剛史 農林水産省消費・安全局動物衛生課国際衛生専門官 大倉 達洋	129名
43	12月16日	米国・カナダ産牛肉等への対応についての説明会	広島県
		米国及びカナダ産牛肉の輸入再開について 厚生労働省大臣官房参事官 藤井 充 農林水産省大臣官房参事官 伊地知 俊一	130名
44	12月19日	米国・カナダ産牛肉等への対応についての説明会	北海道
		米国及びカナダ産牛肉の輸入再開について 厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課情報管理専門官 森田 剛史 農林水産省消費・安全局動物衛生課国際衛生専門官 大倉 達洋	161名
45	12月19日	米国・カナダ産牛肉等への対応についての説明会	愛知県
		米国及びカナダ産牛肉の輸入再開について 厚生労働省大臣官房参事官 藤井 充 農林水産省大臣官房参事官 伊地知 俊一	145名
46	12月20日	米国・カナダ産牛肉等への対応についての説明会	大阪府
		米国及びカナダ産牛肉の輸入再開について 厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課情報管理専門官 森田 剛史 農林水産省消費・安全局動物衛生課国際衛生専門官 大倉 達洋	262名

47	12月20日	米国・カナダ産牛肉等への対応についての説明会	福岡県
		米国及びカナダ産牛肉の輸入再開について 厚生労働省大臣官房参事官 藤井 充 農林水産省大臣官房参事官 伊地知 俊一	177名
48	12月21日	米国・カナダ産牛肉等への対応についての説明会	新潟県
		米国及びカナダ産牛肉の輸入再開について 厚生労働省大臣官房参事官 藤井 充 農林水産省消費・安全局動物衛生課長 釘田 博文	138名
49	12月21日	米国・カナダ産牛肉等への対応についての説明会	沖縄県
		米国及びカナダ産牛肉の輸入再開について 厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課情報管理専門官 森田 剛史 農林水産省大臣官房参事官 伊地知 俊一	60名
50	1月13日	食品に関するリスクコミュニケーション(輸入食品の安全確保に関する意見交換会)	埼玉県
		輸入食品監視の現状 成田空港検疫所食品監視課長 橋端 直樹 平成18年度輸入食品監視指導計画(案)について 米国・カナダ産牛肉等への対応について 厚生労働省食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室長 道野 英司	135名
51	1月16日	食品に関するリスクコミュニケーション(輸入食品の安全確保及び残留農薬等のポジティブリスト制度の導入についての意見交換会)	京都府
		残留農薬等のポジティブリスト制度の導入について 厚生労働省大臣官房参事官 藤井 充 輸入食品の安全確保及び平成18年度輸入食品監視指導計画(案)について 厚生労働省食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室衛生専門官 田中 誠 米国・カナダ産牛肉等への対応について 厚生労働省食品安全部監視安全課乳肉安全係長 坂梨 栄二	329名
52	1月31日	食品安全フォーラムinちとせ(食品添加物とその表示についての意見交換会)	北海道
		「食品のリスク評価」(食品添加物を例として) 食品衛生法による添加物の表示について JAS法による添加物等の表示について 食品安全委員会委員 見上 彪 北海道保健福祉部食品衛生課主査 横山 敦志 農林水産省・北海道農政事務所消費・安全部表示・規格課長 石井 隆	98名
53	2月3日	食品に関するリスクコミュニケーション(「魚介類の摂取と水銀に関する正しい理解」についての意見交換会) 妊婦への魚介類の摂取と水銀に関する注意事項について 厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課食品規格専門官 近藤 卓也	宮城県 80名
54	2月14日	食品に関するリスクコミュニケーション(残留農薬等のポジティブリスト制度の導入についての意見交換会) 残留農薬等のポジティブリスト制度の導入について 厚生労働省大臣官房参事官 藤井 充	広島県 222名
55	2月14日	食品に関するリスクコミュニケーション(OIEにおけるBSEルールの改正に関する意見交換会) BSEに関するOIEコード改正提案の概要 我が国としての対処の方向 農林水産省消費・安全局動物衛生課長 釘田 博文	東京都 102名
56	2月21日	食品に関するリスクコミュニケーション～農薬のリスクアナリシスに関する意見交換会～ 食品のリスクアナリシス - 農薬のリスクアナリシスを例として - 徳島大学総合科学部教授・食品安全委員会リスクコミュニケーション専門調査会座長 関澤 純	香川県 127名
57	2月24日	食品に関するリスクコミュニケーション(かび毒に関する意見交換会) かびとカビ毒 - 食品汚染と健康影響 - 元香川大学副学長・食品安全委員会カビ毒・自然毒等専門調査会専門委員 芳澤 宅實 かび毒のリスク低減とGAP 農林水産省消費・安全局農産安全管理課課長補佐(生産安全班) 佐藤 京子 小麦栽培における赤カビ病防除と対策 有限会社グリーンにしはりま代表取締役社長 大田 和男	大阪府 156名

58	2月24日	食品に関するリスクコミュニケーション(輸入食品の安全確保及び残留農薬等のポジティブリスト制度の導入についての意見交換会)	鹿児島県
		輸入食品の安全性確保について 厚生労働省食品安全部企画情報課長補佐 広瀬 誠 残留農薬等のポジティブリスト制度の導入について 厚生労働省食品安全部基準審査課長 伏見 環	314名
59	2月28日	食品に関するリスクコミュニケーション(大阪) - 大豆イソフラボンにかかる食品健康影響評価案に関する意見交換会 -	大阪府
		大豆イソフラボンを含む特定保健用食品の食品健康影響評価(案)について 食品安全委員会新開発食品専門調査会専門委員 池上幸江	126名
60	3月2日	食品に関するリスクコミュニケーション(東京) - 大豆イソフラボンにかかる食品健康影響評価案に関する意見交換会 -	東京都
		導入 食品安全委員会新開発食品専門調査会座長 上野川 修一 大豆イソフラボンを含む特定保健用食品の食品健康影響評価(案)について 食品安全委員会新開発食品専門調査会専門委員 山添 康	147名
61	3月6日	食品に関するリスクコミュニケーション(ポジティブリスト制度導入に伴う生産現場での対応に関する意見交換会)	東京都
		残留農薬等のポジティブリスト制度の導入について 厚生労働省医薬食品局食品安全部 ポジティブリスト制度導入に伴う生産現場での問題点とその対応 農林水産省消費・安全局	407名
62	3月27日	食品に関するリスクコミュニケーション(輸入食品の安全確保及び残留農薬等のポジティブリスト制度の導入についての意見交換会)	新潟県
		リスクコミュニケーションについての説明 厚生労働省食品安全部企画情報課長補佐 広瀬 誠 輸入食品の安全確保について 厚生労働省大臣官房参事官 藤井 充 残留農薬等のポジティブリスト制度の導入について 厚生労働省食品安全部企画情報課長補佐 広瀬 誠	289名
63	3月30日	食品に関するリスクコミュニケーション(東京) - 重金属と食品の安全性 -	東京都
		重金属は食品の安全性にどのように影響するのか? スウェーデン・ウメオ大学教授 グンナー・ノルドバーク 生体内の有害重金属の無毒化 メタロチオネインの作用 スウェーデン・カロリンスカ研究所助教授 モニカ・ノルドバーク	123名

資料5 地方公共団体等との連携による意見交換会等(平成17年4月1日～平成18年3月31日)

NO.	開催日	会議名 講演テーマ・講演者	開催地 参加人数	共催者
1	8月26日	食の安全フォーラムinとやま 食品のリスク評価 ～食品添加物を例として～ 食品安全委員会委員長代理 寺尾 允男 輸入食品の安全確保について(大阪検疫所における監視指導) 厚生労働省大阪検疫所食品監視課輸入食品相談指導室長 安藤 徹	富山県 202名	富山県
2	10月31日	シンポジウム「BSEは種の壁を越えるか」 BSEはいかに種の壁を越えるか スクリプス研究所教授 コリーヌ・ラスメザス	東京都 -	日本学会会議
3	11月8日	いしかわ食の安全・安心シンポジウム 食の安全と安心 ～なぜ「不安」なのか～ 食品安全委員会専門委員 唐木 英明	石川県 128名	石川県
4	11月30日	食の安全・安心シンポジウム 食品の安全性確保のための体制と取組について 内閣府食品安全委員会委員長 寺田 雅昭 がんになる食事、ならない食事 岐阜大学学長 黒木 登志夫	岐阜県 328名	岐阜県
5	12月19日	とちぎ食品安全フォーラム～知っておきたい輸入食品の安全管理～ 輸入食品の安全管理 厚生労働省 横浜検疫所 輸入食品・検疫検査センター長 加地 祥文 中国・タイにおける輸出野菜の安全管理～検査制度と食品安全への取り組み～ 独立行政法人農林水産消費技術センター 交流技術課 主任調査官 天野 克哉	栃木県 約300名	栃木県
6	1月31日	食品安全フォーラムinちとせ(食品添加物とその表示についての意見交換会) <再掲> 「食品のリスク評価」(食品添加物を例として) 食品安全委員会委員 見上 彪 食品衛生法による添加物の表示について 北海道保健福祉部食品衛生課主査 横山 敦志 JAS法による添加物等の表示について 農林水産省・北海道農政事務所消費・安全部表示・規格課長 石井 隆	北海道 98名	北海道
7	2月10日	食の安全・安心についてのリレー講義 我が国の食品のリスク分析と食品安全委員会の役割 食品安全委員会委員長 寺田 雅昭 メチル水銀の話 食品安全委員会委員 小泉 直子 牛海綿状脳症(BSE)と鳥インフルエンザの話 食品安全委員会委員 見上 彪 遺伝子組換え食品は安全か 食品安全委員会委員長代理 寺尾 允男	千葉県 約250名	和洋女子大学

資料6 関係団体との懇談会等(平成17年4月1日～平成18年3月31日)

No.	開催日	会議名	開催場所	参加団体等
		講演テーマ等		
1	5月26日	消団連の食のグループと食品安全委員会委員との懇談会(第5回)	東京都	「全国消費者団体連絡会の食のグループ」
2	12月16日	食をめぐるヒトと地域の新機軸 in 由布院セミナー 講演「地域のくらしと食育」 講演「食の地元学」 問題提起・意見交換会	大分県	独立行政法人農畜産業振興機構、他
3	12月22日	消団連の食のグループと食品安全委員会委員との懇談会(第6回)	東京都	「全国消費者団体連絡会の食のグループ」
4	2月22日	「食とヒトと地域 - 岩手ナチュラルセミナー」 問題提起・コメント・意見交換 (1)食の安全・安心と食育について (2)土作りと健全な農産物の生産・流通 (3)地域の食と地域ブランド (4)食と農をめぐる産業振興と地域作り (5)食と農をめぐる人作り	岩手県	独立行政法人農畜産業振興機構、他
5	3月25日	食をめぐるヒトと地域の新機軸 in 鳥取セミナー 講演「食をめぐる地域づくり」 講演「食品安全と食育に関する取組 - 生産から食卓まで -」 パネルディスカッション 「地産・地消～豊かさを実感できる地域をめざして～」	鳥取県	独立行政法人農畜産業振興機構、他

資料7 外国政府機関及び国際機関等の訪問、国際会議等への出席

(1) 外国政府機関及び国際機関等の訪問

訪問先：イタリア（寺尾委員ほか）

欧州食品安全機関（EFSA）、パルマハム工場

日時：平成18年4月2日～5日

目的：食品安全行政に関する意見交換、協力体制の構築、現地視察

(2) 国際会議等への出席

コーデックス部会

残留農薬部会（オランダ）平成17年4月17日～24日 事務局

添加物・汚染物質合同部会（オランダ）平成17年4月24日～30日

事務局

JECFA 専門家会合（スイス）平成17年6月6日～18日 専門委員

総会（フランス）平成17年7月3日～11日 事務局

JMPR 専門家会合（スイス）平成17年9月19日～10月1日

専門委員

栄養・特殊用途食品部会（ドイツ）平成17年11月20日～27日

事務局

JECFA 専門家会合（イタリア）平成18年2月21日～23日 専門委員

残留農薬部会（ブラジル）平成18年4月1日～11日 事務局

一般原則部会（フランス）平成18年4月9日～16日 事務局

OECD

化学品残留ガイドラインWG 会合（フランス）

平成17年5月16日～21日 事務局

農薬WG 会合（フランス）平成17年6月6日～10日 事務局

新規食品・飼料TF 会合（フランス）平成17年6月19日～24日

専門委員、事務局

農薬作業部会（ニュージーランド）

平成17年11月29日～12月3日 事務局

農薬作業グループ会合（フランス）平成18年2月13日～17日 事務局

OECD/FAO 残留科学専門家会合拡大会合（イタリア）

平成18年2月20日～25日 事務局

新規食品・飼料TF 会合（ドイツ）平成18年3月5日～10日

専門委員、事務局

その他

G8 枠内に対する専門家会合（米国）平成17年4月11日～16日

事務局

第73回国際獣疫事務局（OIE）総会（フランス）

平成17年5月21日～29日 事務局

人獣共通感染症国際会合（英国） 平成17年6月14日～19日
専門委員、事務局

リスク分析セミナー（米国） 平成17年7月24日～30日 事務局

リスク分析セミナー（米国） 平成17年8月1日～6日 事務局

国際食料保護学会年次会合（米国） 平成17年8月11日～19日
見上委員、事務局

I A F P 欧州会合（チェコ） 平成17年10月10日～14日 事務局

Prion2005（ドイツ） 平成17年10月18日～23日 専門委員、事務局

E F S A / W H O International Conference（ベルギー）
平成17年11月15日～20日 専門委員、事務局

S R A 2005 年次会合（米国） 平成17年12月3日～9日 事務局

F A O 主催トレーニングセミナー（タイ）
平成17年12月11日～17日 事務局

抗菌性物質及び化学療法に関する国際会議（米国）
平成17年12月15日～20日 事務局

C D C / O I E 人獣共通感染症に関する国際シンポジウム（米国）
平成18年3月21日～26日 事務局

【参考資料】

平成18年度食品安全委員会運営計画

(平成18年3月30日食品安全委員会決定)

第1 平成18年度における委員会の運営の重点事項

- 1 食品安全委員会(以下「委員会」という。)は、食品安全基本法(平成15年法律第48号)に定める食品の安全性の確保についての基本理念及び施策の策定に係る基本的な方針並びに食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項(平成16年1月16日閣議決定。以下「基本的事項」という。)を踏まえ、同法第23条第1項の所掌事務を円滑かつ着実に行う必要がある。
- 2 平成18年度においては、特に、次の事項を重点的に推進していくこととする。
 - ・ 委員会としての役割を適切に果たしていくために、委員会及び各専門調査会の計画的かつ効率的な運営をより一層推進する。
 - ・ ポジティブリスト制度の導入に伴う評価案件の大幅な増加に適切に対応するために、迅速かつ円滑な食品健康影響評価(リスク評価)を実施する体制を強化する。
 - ・ 委員会が主体的かつ計画的に食品健康影響評価を実施するために、必要なガイドラインの策定等に資する研究として食品健康影響評価技術研究をより一層推進する。
 - ・ 全国各地で開催する意見交換会の運営方法の向上及び実施体制の拡充に努めるとともに、効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るための手法の開発を進める。新たに、地域におけるセミナーの指導者の育成や教材の提供を行う事業を実施する。
 - ・ 特に国民の関心が高いテーマに配慮しつつ、ホームページの充実や季刊誌の発行等を通じ、国民に対する正確でわかりやすい情報の迅速かつ適切な提供をより一層推進する。
 - ・ 食品安全総合情報システムの整備については、さらに食品のリスク評価に関し知見を有する幅広い分野の専門家についての人材情報データベースを構築することにより、委員会が、国内外の食品の安全性の確保に関する情報を一元的に収集、整理及び活用し、リスク管理機関等との情報の共有・連携体制の確立を図る。

第2 委員会の運営全般

- 1 会議の開催

委員会会合の開催

原則として、毎週木曜日14時から、公開で、委員会会合を開催する。なお、緊急・特段の案件については、臨時会合を開催し、対応する。

企画専門調査会の開催

委員会の運営全般について、幅広い観点から定期的に点検し、改善提案を行えるようにするため、四半期に一回以上開催し、以下の事項について調査審議する。

- ・ 平成17年度食品安全委員会運営計画（平成17年3月31日委員会決定）のフォローアップ、平成17年度食品安全委員会運営状況報告書の審議（平成18年5～6月ごろ）
- ・ 委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の候補の検討・選定（同年8～9月ごろ）
- ・ 平成18年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告・審議（同年10～11月ごろ）
- ・ 基本的事項のフォローアップ（平成19年1月ごろ）
- ・ 平成19年度食品安全委員会運営計画の審議（同年2月ごろ）

リスクコミュニケーション専門調査会の開催

おおむね1～2ヶ月ごとに開催し、以下の事項について調査審議する。

- ・ 「食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題」（平成16年7月1日委員会決定）において今後の取組と活動の方向として掲げられている諸課題を踏まえ、効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るための手法の開発や委員会が開催した意見交換会の評価について調査審議し、随時、取りまとめ
- ・ 食育基本法を踏まえ、食育の推進に貢献するための委員会の役割、具体的には、食品の安全性に係る情報提供の在り方や意見交換の推進方策について調査審議し、随時、とりまとめ
- ・ 平成18年度に実施したリスクコミュニケーションの総括（平成19年3月ごろ）

緊急時対応専門調査会の開催

おおむね2～3ヶ月ごとに開催し、緊急事態への対処体制の強化方策の検討を行うとともに、「食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱（仮称）」及び「食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針（仮称）」に基づいた、緊急時訓練の設定及び訓練後の検証等を行い、必要に応じ、これらの見直しを行う。

食品健康影響評価に関する専門調査会の開催

危害要因ごとに食品健康影響評価を行うため、必要に応じ、随時、各専門調査会を開催する。

また、ポジティブリスト制度の導入に伴う評価案件の増大に対応し、関係する専門調査会において、分科会やワーキンググループ等による調査審議方式を活用するとともに、開催回数の計画的拡充を図る。

2 平成17年度食品安全委員会運営状況報告書及び平成19年度食品安全委員会運営計画の作成

平成17年度食品安全委員会運営状況報告書の作成（平成18年5～6月ごろ）

平成17年度食品安全委員会運営状況報告書について、企画専門調査会において審議した上で、委員会において取りまとめる。

平成19年度食品安全委員会運営計画の作成（平成19年2～3月ごろ）

平成19年度食品安全委員会運営計画について、企画専門調査会において審議した上で、委員会において取りまとめる。

第3 食品健康影響評価の実施

1 食品健康影響評価に関するガイドラインの策定

危害要因ごとの食品健康影響評価に関するガイドライン（評価基準、評価指針、評価の考え方等）について、具体的な策定スケジュールを取りまとめた上で、計画的に策定を進める。

なお、平成17年度に策定した「食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針案」については、引き続き試行を行い、早期に確定版を策定する。

特に、平成17年度に着手した「遺伝子組換え微生物を利用して製造された食品の安全性評価基準（仮称）」の策定については、平成18年度末までに作業を終える。

なお、食品健康影響評価に関するガイドラインの策定に当たり研究を行う必要があるものについては、17年度から開始した食品健康影響評価技術研究を活用する。

2 委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の定期的な点検・検討

委員会において一元的に収集・整理された危害情報に関する科学的知見又は食の安全ダイヤル等を通じて国民から寄せられた危害に対する科学的情報及び当該危害に対するリスク管理機関の対応状況等を定期的に整理するとともに、これらについて、適宜、その分野に関する専門的な知識を有する専門委員の意見等を聴取する。

これらの情報・意見等を企画専門調査会に報告し、同専門調査会の検討結果を踏まえ、委員会は、リスク管理機関からの要請を待つことなく、自ら食品健康影響評価を行う案件を決定する。

なお、緊急・特段の評価案件については、適宜、委員会において対応する。

また、食品健康影響評価を行うに至らない情報等についても、国民の理解の促進を図る必要があると考えられる場合には、ファクトシートを作成し、わかりやすく解説する。

3 現在、リスク管理機関から食品健康影響評価を求められている案件の処理

既にリスク管理機関から食品健康影響評価を要請されている案件については、提出された資料の精査・検討等を行い、科学的かつ中立公正な食品健康影響評価を着実に実施する。

特に平成18年5月に施行される改正食品衛生法に基づき導入されるいわゆるポジティブリスト制度については、評価体制の拡充を図り、暫定基準等に係る食品健康影響評価を迅速かつ円滑に実施する。

平成17年度までに食品健康影響評価を要請された案件については、その要請の内容等にかんがみ、評価基準の策定の必要がある場合や、評価に必要な情報が不足している場合等特段の事由があるときを除き、18年度中に食品健康影響評価を終了できるよう努める。

ただし、各専門調査会における検討の結果、追加資料が要求されたもの等については、リスク管理機関からの関係資料の提出後に検討する。

また、清涼飲料水及びポジティブリストに係る暫定基準等に係る評価案件については、評価対象となる基準の数が膨大であるため、リスク管理機関からデータが提出されたものから順次、計画的に食品健康影響評価を進める。

さらに、委員会が自ら食品健康影響評価を行うこととされた食中毒原因微生物に関しては、17年度に策定した「食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針案」に基づき、評価対象の優先順位付けを行い、優先度の高いものから順次、評価作業を進める。

4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査

委員会の行った食品健康影響評価の結果が食品の安全性の確保に関する施策に適切に反映されているかを把握するため、厚生労働省、農林水産省及び環境省に対し、平成18年度中に2回、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を調査する。当該調査の結果については、18年9月ごろ及び19年3月ごろを目途に取りまとめ、それぞれ委員会会合において報告する。

また、必要に応じて、食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況について、リスク管理機関から報告を受けることにより、適時適切な実施状況の把握に努める。

5 食品健康影響評価技術研究の推進

科学を基本とする食品健康影響評価(リスク評価)の推進のため、研究領域を設定し公募を行う「研究領域設定型」の競争的研究資金制度により、リスク評価に関するガイドラインの策定等に資する研究として、食品健康影響評価技術研究を推進する。

また、食品の安全性の確保に関する試験研究の推進を図るため、委員会、厚生労働省及び農林水産省の申し合わせにより、「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省連絡調整会議(以下、「連絡調整会議」)」を平成17年1月31日に設置した。平成17年度は、食品の安全性の確保に関する研究の重要性を第3期科学技術基本計画に反映させるため、連絡調整会議において「食品の安全・消費者の信頼の確保に関する研究開発の推進について(委員会、厚生労働省、農林水産省)」を取りまとめ、総合科学技術会議の下に設置されているライフサイエンス分野推進戦略プロジェクトチームに提出するなど、厚生労働省及び農林水産省とも連携を図ったところである。平成18年度においても、引き続き、連絡調整会議を適宜開催するなど、三府省相互間の連携・政策調整の強化を図りつつ、食品の安全性の確保に関する研究の更なる推進を図ることとする。

第4 リスクコミュニケーションの促進

1 意見交換会等の開催

食の安全に関するリスクコミュニケーションについては、平成16年7月に「食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題」を取りまとめたほか、現在、リスクコミュニケーション専門調査会において効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るための手法の開発等に関する審議を行っているところであり、これらを踏まえ、18年度においても、関係府省が連携して全国各地で意見交換会を30回程度開催する。

この意見交換会においては、国民の関心が高いテーマや関係者相互間の考え方が著しく乖離しているテーマを取り上げるとともに、リスク分析手法の考え方についても引き続き関係者への浸透・定着を図る。

また、都道府県等の地方公共団体からの要望を踏まえ、地域バランスを考慮しつつ、地方公共団体との共催による意見交換会を10回程度実施する。

このほか、委員会が行う食品健康影響評価のうち、特に国民の関心が高い案件については、意見聴取会等を開催するとともに、十分なリスクコミュニケーションを行えるよう、その実施体制の拡充を図る。

2 リスクコミュニケーション推進事業の実施

食品安全委員会が行うリスク評価その他の食品の安全性の確保のための様々な取組について、より一層国民の理解を得るため、引き続き、リスクコミュニケー

ションの推進に努めるとともに、リスクコミュニケーションへの参加者の裾野を広げ、また、食育の推進にも資する観点から、新たに、地域における食品安全セミナーを積極的に推進するため、関連団体やNPO等が行うセミナーの指導者の育成や教材の提供を行う。

3 全国食品安全連絡会議の開催（平成18年9月ごろ）

委員会と地方公共団体との緊密な連携や情報の共有化を図るため、地方自治体（都道府県、保健所設置市（政令指定都市、中核市を含む。）及び特別区）との連絡会議を開催する。

この連絡会議においては、主としてこれまでの委員会の運営状況について説明を行いながら理解と協力を求めるとともに、今後の食品安全行政の参考に資するため、地方公共団体における先駆的な取組等について報告を受け、幅広い観点から意見交換を行う。

4 食品安全モニターの活動

食品安全モニター470名に対し、委員会が行った食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況や食品の安全性等に関して、日常の生活を通じて気付いた点等についての報告を求めるとともに、地域への情報提供等について協力を依頼する。

また、食品安全モニターとの情報・意見の交換を図るため、平成18年5月ごろを目途に、北海道、東北地域、関東地域、北陸・東海地域、近畿地域、中国・四国地域、九州・沖縄地域等の地域別に、食品安全モニター会議を開催する。

5 情報の提供・相談等の実施

国民に対し、正確でわかりやすい情報を迅速かつ適切に提供するため、国民の関心や提供した情報の理解・普及の状況を把握しつつ、ホームページの充実や季刊誌の発行等を通じ、より積極的な情報提供を図るとともに、食の安全ダイヤルを通じた一般消費者からの相談や問合せについての対応を引き続き行う。

また、国民の関心が高いテーマについて、正確でわかりやすい情報の発信に努める。特に、一般国民に対する報道の重要性を踏まえ、マスメディア関係者との間で定期的に意見交換を行うことなどにより、適時適切な情報の提供に努める。

6 リスクコミュニケーションに係る事務の調整

委員会及びリスク管理機関のリスクコミュニケーションに関する計画について、その整合性等を保つ観点から、毎月2回程度、関係府省の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議を開催し、必要な調整を行う。

7 食育の推進への貢献

平成17年7月に施行された食育基本法に基づき、食育の推進に貢献するため、

リスク評価の手法や内容等に関する情報の提供及び意見交換の促進を通じて、食品の安全性に関する国民の知識と理解の増進を図る。

第5 緊急の事態への対処

1 緊急時訓練の開催

食品に関わる緊急事態が実際に発生した際、迅速で適切な対応を行うためには平時より緊急事態に対する高い意識を持ち、行動手順等に関するチェックを万全にしておくことが重要である。このため、「食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱（仮称）」及び「食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針（仮称）」に基づいた緊急時訓練を行い、（１）初動の迅速性・適確性の確認（２）初動以降の対応における適確性の確認、（３）緊急時対応要員を中心とした危機発生時の実践的対応能力の向上等を図る。

2 事後検証並びに緊急時対応要綱及び指針の見直し

緊急時対応専門調査会において、緊急時訓練で明らかになった対応の問題点を踏まえ、「食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱（仮称）」及び「食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針（仮称）」の改善点等を検証し、必要に応じ、見直しを行う。

3 緊急事態への対処体制の整備

「食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱（仮称）」及び「食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針（仮称）」の基本的な対処体制に加え、（１）緊急時対応に備えた事前準備のあり方、（２）緊急時を想定した訓練及び当該訓練に係る事後検証により抽出された課題等への対応のあり方等に関する強化方策について検討し、必要に応じ、体制整備を行う。

第6 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用

1 食品の安全性の確保に係る研究者・専門家等のデータベース化

委員会が、国内外の食品の安全性の確保に関する情報を一元的に収集、整理及び活用し、リスク管理機関等との情報の共有・連携体制を確立するため、平成16年度から18年度までの3年計画により、「食品安全総合情報システム」を整備することとしている。

平成18年度においては、関係機関、食品の安全性等に関する学会及び研究発表論文等から食品の安全性確保に関する情報を収集し、当該情報に基づき、適切なリスク評価の推進と積極的な人材の登用及び育成を図るため、食品のリスク評

価に関し知見を有する幅広い分野の専門家についての人材情報データベースを構築し、食品安全総合情報システムを活用した最新かつ正確な食品安全情報を迅速に収集・提供する体制の確立を推進する。

2 国際会議への参加等

コーデックス委員会 (Codex Alimentarius Commission) 各部会、経済協力開発機構 (OECD) タスク・フォース会合、国際獣疫事務局 (OIE) 総会その他の食品の安全性に関する国際会議等に委員等を派遣する。これらの国際会議等に関する情報については、必要に応じ、委員会に報告するなど、情報の共有及び発信に努める。

また、海外の研究者及び専門家を招へいし、食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見の充実に努める。

第7 食品の安全性の確保に関する調査

以下に掲げる分野ごとに、調査の内容等について検討し、平成18年6月ごろまでに、18年度に実施すべき調査課題を選定する。

なお、年度の途中において緊急に調査を実施する必要がある場合には、随時、調査課題を選定する。

国内外の危害に関する情報の収集・整理・分析に関する調査

食品健康影響評価を実施するために必要な毒性試験データ等の収集

リスク管理の実施状況を的確に把握するために行う、食品等の安全性の確保に関する実態調査

毒性発現メカニズムの解析、危害の分析手法の確立等食品健康影響評価の的確な実施に必要な科学的知見の蓄積

委員会が開催した意見交換会を評価・検証するとともに、国内、欧米諸国等におけるリスクコミュニケーションの最新の事例等について調査

また、選定した調査課題については、実施計画を食品安全委員会ホームページ等に公開し、その内容を随時更新するとともに、その調査結果については、個人情報や企業の知的財産等の情報が含まれている等公開することが適当でないとは判断される場合を除き、食品安全総合情報システムにより公開する。